

# 市民部の概要

(平成 26 年度版)

函館市市民部

# 目 次

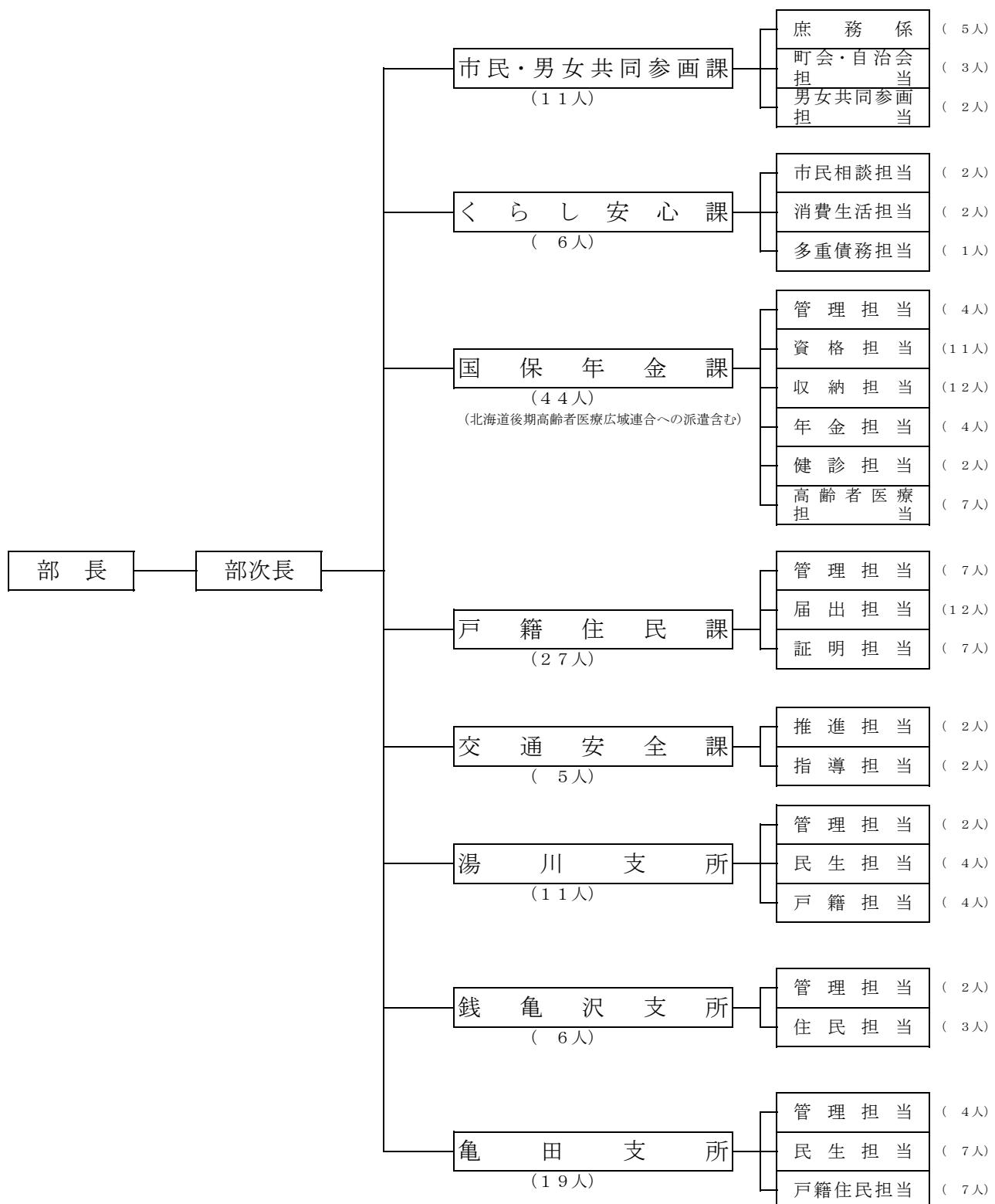
§ 1	市民部の機構と事務	
1	機構	1
2	事務分掌	2
§ 2	市民部関係予算	
1	一般会計	7
2	特別会計	8
§ 3	市 民 生 活	
1	市民相談の概要	
(1)	一般・行政相談	11
(2)	市民特別相談	13
2	多重債務相談の概要	
(1)	本市の多重債務相談の特色	15
(2)	多重債務問題の未然防止	15
3	消費者行政の概要	
(1)	消費生活センター	16
(2)	消費者意識向上啓発事業	18
(3)	製品表示等に関する立入検査業務	18
(4)	石油製品小売価格調査	18
4	市民生活推進	
(1)	町会組織	19
(2)	認可地縁団体	19
(3)	町会交付金	19
(4)	町会会館建設費補助金	19
(5)	函館市地区・方面別町会名	20
(6)	街路灯設置および電灯料補助金	21
(7)	地域安全安心促進交付金	21
5	人権啓発の推進（地域人権啓発活動活性化事業）	22
§ 4	男 女 共 同 参 画	
1	男女共同参画に関する施策の概要	
(1)	函館市男女共同参画推進条例の制定	24
(2)	男女共同参画審議会	24
(3)	男女共同参画苦情処理制度	25
(4)	主な事業の概要	25
(5)	女性団体への運営補助	26
(6)	函館市女性センターにおける施策の推進	26

§ 5	国民健康保険事業（別掲こくほはこだて参照）	
§ 6	國民年金事業	
1	国民年金事業の概要	
(1)	国民年金の被保険者	28
(2)	国民年金の保険料	29
(3)	国民年金の給付	30
(4)	福祉年金	33
2	国民年金事業の実施状況	34
§ 7	後期高齢者医療事業	
1	後期高齢者医療事業の概要	
(1)	後期高齢者医療制度について	36
(2)	当市の被保険者数の推移（各年度末）	36
2	後期高齢者医療制度の主な内容	
(1)	対象者	37
(2)	受けられる給付	37
(3)	一部負担金	37
(4)	高額療養費支給制度と自己負担限度額	37
(5)	低所得者への軽減措置	38
§ 8	戸籍業務	
1	戸籍業務の概要	39
2	電話予約による住民票の写し等の交付	46
3	住民基本台帳ネットワークシステム	47
4	公的個人認証サービス	47
§ 9	住居表示整備事業	
1	住居表示整備事業の概要	
(1)	住居表示整備事業	48
(2)	旧町名保存継承記念碑設置事業	48
(3)	街区および住居表示板整備事業	48
2	函館市住居表示審議会	50
§ 10	交通安全対策事業	
1	交通安全対策事業の概要	
(1)	交通安全運動の推進	51
(2)	交通指導員制度	52
(3)	幼児交通安全クラブ	52
(4)	スクールゾーン・幼児ゾーンの設定	52
(5)	梁川公園内交通公園	53
(6)	市内交通事故の状況	54

2	函館市交通安全対策会議 -----	55
3	函館市違法駐車等防止条例の制定 -----	56
4	函館市交通安全条例の制定 -----	58
§ 11	湯川支所	
1	概況 -----	60
2	窓口業務受付状況 -----	61
(1)	管理担当 -----	62
(2)	民生担当 -----	64
(3)	戸籍住民担当 -----	65
§ 12	銭亀沢支所	
1	概況 -----	67
2	窓口業務受付状況 -----	68
(1)	管理担当 -----	69
(2)	住民担当 -----	71
§ 13	亀田支所	
1	概況 -----	74
2	窓口業務受付状況 -----	75
(1)	管理担当 -----	76
(2)	民生担当 -----	78
(3)	戸籍住民担当 -----	79

## § 1 市民部の機構と事務

# 1 機構（平成26年8月1日現在）



区分	部長	次長	課長	主査	係員	計
人員	1	1	9	33	87	131

## 2 事務分掌

[平成26年8月1日現在]

### 市民・男女共同参画課

- (1) 町会等の住民自治組織に関すること。
- (2) 市民憲章に関すること。
- (3) 自衛官および自衛官候補生の募集事務に関すること。
- (4) 男女共同参画に関する施策の推進および調整に関すること。
- (5) 男女共同参画苦情処理委員に関すること。
- (6) 男女共同参画審議会に関すること。
- (7) 女性センターに関すること。

### 庶務係

- (1) 部内の庶務および経理に関すること。

### くらし安心課

- (1) 多重債務に関すること。
- (2) 市民の相談に関すること。
- (3) 市民特別相談に関すること。
- (4) 消費生活に関すること。
- (5) 消費生活センターに関すること。

### 国保年金課

- (1) 国民健康保険事業運営安定化の総合的計画の作成等に関すること。
- (2) 国民健康保険事業に係る報告等に関すること。
- (3) 国民健康保険運営協議会に関すること。
- (4) 保険給付等に関すること。
- (5) 損害賠償請求および返納金に関すること。
- (6) 診療報酬明細書に関すること。
- (7) 国民健康保険の被保険者の資格の取得および喪失に関すること。
- (8) 国民健康保険料の賦課に関すること。
- (9) 後期高齢者医療に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (10) 国民健康保険料および後期高齢者医療保険料の収納に関すること。
- (11) 国民健康保険料および後期高齢者医療保険料の収納管理および過誤納金の還付等に関すること。

- (12) 滞納処分に関すること。
- (13) 保健事業に関すること。
- (14) 特定健康診査に関すること。
- (15) 国民年金の被保険者の資格の取得および喪失に関すること。
- (16) 国民年金保険料の免除に関すること。
- (17) 国民年金の給付に関すること。

## 戸籍住民課

- (1) 戸籍および住民基本台帳に係る届け等の受付および証明に関すること。
- (2) 戸籍および住民基本台帳の記録および整備に関すること。
- (3) 戸籍および住民基本台帳等の事務の連絡調整に関すること。
- (4) 中長期在留者に係る住居地の届出および特別永住者に係る特別永住許可等に關すること。
- (5) 印鑑の登録および証明に関すること。
- (6) 身分証明等に関すること。
- (7) 公的個人認証サービスに係る電子証明書の交付に関すること。
- (8) 火葬、埋葬等の許可に関すること。
- (9) 住民実態調査に関すること。
- (10) 人口移動統計に関すること。
- (11) 人口動態調査に関すること。
- (12) 住居表示に関すること。
- (13) 住居表示審議会に関すること。
- (14) 出稼労働者手帳の交付に関すること。
- (15) 母子健康手帳の交付に関すること。
- (16) 児童および生徒の入学および転学に係る学校の指定書の交付に関すること。

## 交通安全課

- (1) 交通安全対策の推進および連絡調整に関すること。
- (2) 交通安全運動に関すること。
- (3) 交通安全教育に関すること。
- (4) 交通安全対策会議に関すること。

## 湯川支所

- (1) 庁舎の維持管理および庁内の取締りに関すること。
- (2) 文書の収受、発送および保存に関すること。
- (3) 公印の管守に関すること。
- (4) 町会等の住民自治組織との連絡に関すること。
- (5) 出稼労働者手帳の交付に関すること。
- (6) 自動車の臨時運行の許可に関すること。
- (7) 歳入金および歳出金の窓口出納に関すること。
- (8) 国民健康保険に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (9) 国民年金に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (10) 後期高齢者医療に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (11) 各種医療助成に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (12) 戸籍および住民基本台帳に係る届け等の受付および証明に関すること。
- (13) 住民基本台帳の記録および整備に関すること。
- (14) 中長期在留者および特別永住者に係る住居地の届出に関すること。
- (15) 印鑑の登録および証明に関すること。
- (16) 身分証明等に関すること。
- (17) 火葬、埋葬等の許可に関すること。
- (18) 住居表示の証明に関すること。
- (19) 母子健康手帳の交付に関すること。
- (20) 児童および生徒の入学および転学に係る学校の指定書の交付に関すること。
- (21) 市税に係る諸証明および相談に関すること。
- (22) その他湯川支所が所掌する事務

## 錢龜沢支所

- (1) 庁舎の維持管理および庁内の取締りに関すること。
- (2) 文書の収受、発送および保存に関すること。
- (3) 公印の管守に関すること。
- (4) 町会等の住民自治組織との連絡に関すること。
- (5) 出稼労働者手帳の交付に関すること。
- (6) 自動車の臨時運行の許可に関すること。
- (7) 歳入金および歳出金の窓口出納に関すること。

- (8) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (9) 旧軍人等の恩給に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (10) 介護保険に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (11) 高齢者交通料金助成券の交付に関すること。
- (12) 函館市福祉専用乗車カードの交付に関すること。
- (13) 重度身体障害者等タクシー基本料金乗車券の交付に関すること。
- (14) 福祉事務所湯川福祉課との連絡その他社会福祉に関すること。
- (15) 国民健康保険に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (16) 国民年金に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (17) 後期高齢者医療に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (18) 各種医療助成に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (19) 戸籍および住民基本台帳に係る届け等の受付および証明に関すること。
- (20) 住民基本台帳の記録および整備に関すること。
- (21) 中長期在留者および特別永住者に係る住居地の届出に関すること。
- (22) 印鑑の登録および証明に関すること。
- (23) 身分証明等に関すること。
- (24) 火葬、埋葬等の許可に関すること。
- (25) 住居表示の証明に関すること。
- (26) 母子健康手帳の交付に関すること。
- (27) 児童および生徒の入学および転学に係る学校の指定書の交付に関すること。
- (28) 市税に係る諸証明および相談に関すること。
- (29) その他錢亀沢支所が所掌する事務

## 亀田支所

- (1) 庁舎の維持管理および庁内の取締りに関すること。
- (2) 文書の収受、発送および保存に関すること。
- (3) 公印の管守に関すること。
- (4) 町会等の住民自治組織との連絡に関すること。
- (5) 出稼労働者手帳の交付に関すること。
- (6) 自動車の臨時運行の許可に関すること。
- (7) 歳入金および歳出金の窓口出納に関すること。

- (8) 国民健康保険に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (9) 国民年金に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (10) 後期高齢者医療に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (11) 各種医療助成に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (12) 戸籍および住民基本台帳に係る届け等の受付および証明に関すること。
- (13) 住民基本台帳の記録および整備に関すること。
- (14) 中長期在留者および特別永住者に係る住居地の届出に関すること。
- (15) 印鑑の登録および証明に関すること。
- (16) 身分証明等に関すること。
- (17) 公的個人認証サービスに係る電子証明書の交付に関すること。
- (18) 火葬、埋葬等の許可に関すること。
- (19) 住居表示の証明に関すること。
- (20) 母子健康手帳の交付に関すること。
- (21) 児童および生徒の入学および転学に係る学校の指定書の交付に関すること。
- (22) 市税に係る諸証明および相談に関すること。
- (23) その他亀田支所が所掌する事務

## § 2 市民部関係予算

# 1 一般会計

【歳入】

(単位:千円)

科 目	平成26年度当初	平成25年度当初	差引増減
使 用 料 及 び 手 数 料	118,057	118,449	△ 392
行 政 財 産 使 用 料	74	34	40
女 性 セ ン タ 一 使 用 料	50	50	0
公 園 使 用 料	3,452	3,351	101
戸 籍 手 数 料	114,479	115,013	△ 534
証 明 等 手 数 料	2	1	1
国 庫 支 出 金	195,548	184,936	10,612
国民健康保険基盤安定等負担金	137,815	130,281	7,534
自衛官募集事務委託金	224	199	25
中長期在留者居住地届出等事務委託金	325	328	△ 3
人口動態調査委託金	258	262	△ 4
国民年金事務委託金	50,926	53,866	△ 2,940
年金生活者支援給付金事務委託金	6,000	0	6,000
道 支 出 金	1,851,127	1,632,822	218,305
国民健康保険基盤安定等負担金	1,202,972	1,094,214	108,758
後期高齢者医療保険基盤安定負担金	640,137	533,121	107,016
消費者行政活性化事業費補助金	5,700	1,570	4,130
地域人権啓発活動活性化事業委託金	2,300	3,900	△ 1,600
権限委譲事務交付金	18	17	1
寄 付 金	0	68	△ 68
諸 収 入	6,099	17,984	△ 11,885
私 用 電 話 料	1	1	0
消費生活相談業務負担金	2,114	1,622	492
コミュニティ事業助成金	2,500	15,100	△ 12,600
そ の 他 の 雜 入	1,484	1,261	223
歳 入 合 計	2,170,831	1,954,259	216,572

【歳出】

(単位:千円)

科 目	平成26年度当初	平成25年度当初	差引増減
総 務 費	498,548	478,112	20,436
一 般 管 理 費	7,334	7,061	273
市 民 生 活 推 進 費	281,105	260,053	21,052
男 女 共 同 参 画 推 進 費	1,793	1,987	△ 194
女 性 セ ン タ 一 費	24,501	23,695	806
交 通 安 全 対 策 費	21,843	21,617	226
湯 川 支 所 費	14,371	14,059	312
錢 亀 沢 支 所 費	8,476	8,466	10
亀 田 支 所 費	20,855	21,212	△ 357
戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	118,270	119,962	△ 1,692
民 生 費	10,589	4,589	6,000
国 民 年 金 費	10,589	4,589	6,000
衛 生 費	3,448,701	3,397,965	50,736
後 期 高 齢 者 医 療 事 業 費	3,448,701	3,397,965	50,736
歳 出 合 計	3,957,838	3,880,666	77,172

## 2 特別会計

### (1) 国民健康保険事業特別会計

【歳入】

(単位 : 千円)

科 目	平成26年度当初	平成25年度当初	差引増減
國 民 健 康 保 險 料	6,657,636	6,953,902	△ 296,266
一般被保険者国民健康保険料	6,200,402	6,412,724	△ 212,322
医療給付費分現年賦課分	4,008,366	4,153,508	△ 145,142
後期高齢者支援金等分現年賦課分	1,396,682	1,427,522	△ 30,840
介護納付金分現年賦課分	556,401	601,746	△ 45,345
医療給付費分滞納繰越分	161,217	158,843	2,374
後期高齢者支援金等分滞納繰越分	49,236	47,721	1,515
介護納付金分滞納繰越分	28,500	23,384	5,116
退職被保険者等国民健康保険料	457,234	541,178	△ 83,944
医療給付費分現年賦課分	289,218	349,892	△ 60,674
後期高齢者支援金等分現年賦課分	74,692	89,133	△ 14,441
介護納付金分現年賦課分	81,651	90,212	△ 8,561
医療給付費分滞納繰越分	7,162	6,871	291
後期高齢者支援金等分滞納繰越分	2,158	2,050	108
介護納付金分滞納繰越分	2,353	3,020	△ 667
國 民 健 康 保 險 税	9	14	△ 5
一般被保険者国民健康保険税	9	14	△ 5
医療給付費分滞納繰越分	8	13	△ 5
介護納付金分滞納繰越分	1	1	0
使 用 料 及 び 手 数 料	3	13	△ 10
督 促 手 数 料	3	13	△ 10
国 庫 支 出 金	8,909,393	8,653,747	255,646
療養給付費等負担金	5,732,704	5,654,852	77,852
高額医療費共同事業負担金	256,445	270,060	△ 13,615
特定健康診査等負担金	30,710	32,334	△ 1,624
調整交付金	2,889,534	2,696,501	193,033
療養給付費等交付金	1,987,366	2,069,141	△ 81,775
前期高齢者交付金	8,233,102	9,016,732	△ 783,630
道 支 出 金	2,101,732	1,941,812	159,920
高額医療費共同事業負担金	256,445	270,060	△ 13,615
特定健康診査等負担金	30,710	32,334	△ 1,624
調整交付金	1,814,577	1,639,418	175,159
共 同 事 業 交 付 金	4,353,253	4,460,821	△ 107,568
高額医療費共同事業交付金	1,049,090	1,118,622	△ 69,532
保険財政共同安定化事業交付金	3,304,163	3,342,199	△ 38,036
繰 入 金	2,846,000	2,714,000	132,000
繰 越 金	1	1	0
諸 収 入	29,159	25,901	3,258
一般被保険者延滞金	5,001	1,501	3,500
退職被保険者等延滞金	10	10	0
一般被保険者第三者納付金	20,000	20,000	0
退職被保険者等第三者納付金	1,000	1,000	0
一般被保険者返納金	2,000	2,000	0
退職被保険者等返納金	100	100	0
医療給付金等収入	700	700	0
雜 収 入	348	590	△ 242
歳 入 合 計	35,117,654	35,836,084	△ 718,430

## 【歳出】

(単位 : 千円)

科 目	平成 26 年度当初	平成 25 年度当初	差引増減
総 務 費	166,515	168,525	△ 2,010
一 般 管 理 費	61,044	55,578	5,466
賦 課 徴 収 費	37,298	52,680	△ 15,382
特 別 対 策 事 業 費	68,173	60,267	7,906
保 険 給 付 費	24,230,306	24,701,789	△ 471,483
療 養 給 付 費	20,870,389	21,298,777	△ 428,388
療 養 費	205,852	233,215	△ 27,363
審 査 支 払 委 託 費	58,528	58,979	△ 451
高 額 療 養 費	2,967,392	2,970,919	△ 3,527
高 額 介 護 合 算 療 養 費	2,800	4,800	△ 2,000
移 送 費	1,600	1,600	0
出 産 育 児 一 時 金	108,415	117,659	△ 9,244
葬 祭 費	15,330	15,840	△ 510
後 期 高 齢 者 支 援 金 等	3,940,278	4,017,798	△ 77,520
後 期 高 齢 者 支 援 金 等	3,939,962	4,017,511	△ 77,549
後 期 高 齢 者 関 係 事 務 費 抠 出 金	316	287	29
前 期 高 齢 者 納 付 金 等	2,843	2,485	358
前 期 高 齢 者 納 付 金	2,561	2,206	355
前 期 高 齢 者 関 係 事 勿 費 抠 出 金	282	279	3
老 人 保 健 抠 出 金	158	192	△ 34
老 人 保 健 医 療 費 抠 出 金	0	0	0
老 人 保 健 事 務 費 抠 出 金	158	192	△ 34
介 護 納 付 金	1,638,896	1,736,170	△ 97,274
介 護 納 付 金	1,638,896	1,736,170	△ 97,274
共 同 事 業 抠 出 金	4,393,648	4,474,961	△ 81,313
高 額 医 療 費 抠 出 金	1,025,782	1,080,240	△ 54,458
保 険 財 政 共 同 安 定 化 事 業 抠 出 金	3,367,850	3,394,705	△ 26,855
そ の 他 共 同 事 業 抠 出 金	16	16	0
保 健 事 業 費	188,730	176,371	12,359
特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	177,562	165,085	12,477
保 健 衛 生 普 及 費	11,168	11,286	△ 118
諸 支 出 金	21,451	20,012	1,439
過 年 度 支 出 金	1	1	0
一 般 被 保 険 者 保 険 料 還 付 金	18,000	18,000	0
退 職 被 保 険 者 等 保 険 料 還 付 金	2,000	2,000	0
一 般 被 保 険 者 保 険 税 還 付 金	0	1	△ 1
退 職 被 保 険 者 等 保 険 税 還 付 金	0	0	0
高 額 療 養 費 特 別 支 給 金	10	10	0
還 付 加 算 金	1,440	0	1,440
職 員 費	311,515	322,801	△ 11,286
一 般 部 局 職 員 費	311,515	322,801	△ 11,286
予 備 費	223,314	214,980	8,334
歳 出 合 計	35,117,654	35,836,084	△ 718,430

## (2) 後期高齢者医療事業特別会計

【歳入】

(単位 : 千円)

科 目	平成26年度当初	平成25年度当初	差引増減
後期高齢者医療保険料	3,136,788	2,908,874	227,914
後期高齢者医療保険料	3,136,788	2,908,874	227,914
使用料及び手数料	1	1	0
督促手数料	1	1	0
広域連合支出金	506	492	14
繰入金	1,024,000	882,000	142,000
繰越金	1	1	0
諸収入	77,284	61,015	16,269
延滞金	1	1	0
後期高齢者医療広域連合受託事業収入	53,629	36,072	17,557
償還金及び還付加算金	10,500	10,500	0
雑入	13,154	14,442	△ 1,288
歳入合計	4,238,580	3,852,383	386,197

【歳出】

(単位 : 千円)

科 目	平成26年度当初	平成25年度当初	差引増減
総務費	33,611	36,489	△ 2,878
一般管理費	4,395	4,297	98
徴収費	29,216	32,192	△ 2,976
保健事業費	68,325	45,947	22,378
健診事業費	68,325	45,947	22,378
後期高齢者医療広域連合納付金	4,062,368	3,695,252	367,116
諸支出金	10,500	10,500	0
過年度支出金	10,000	10,000	0
還付加算金	500	500	0
職員費	62,776	63,195	△ 419
予備費	1,000	1,000	0
歳出合計	4,238,580	3,852,383	386,197

### § 3 市民生活

# 1 市民相談の概要

## (1) 一般・行政相談

市民相談は、行政に対する要望などのほか隣近所のトラブルや困りごと相談、各種問い合わせなど、市民生活に関わる多種多様な相談に応じています。

平成24年度の「くらし安心課」の新設を契機に、より一層市民相談窓口の利用促進を図るため、くらしに関する総合的な相談窓口として「くらし安心110番（21-3110・さあひやくとうばん）」を開設しました。

「くらし安心110番」は、市民からの相談等に対して、内容を正確に聴取し確認することで、いわゆる「たらい回し」を避け、市民の相談に対するワンストップ化に努めることとしています。

それぞれの事案に対しては、担当課と調整し、市民への明確な回答に努めるとともに、担当課に対しては処理結果の報告を求め、検証することで今後の適切な対応に繋げるように努めています。

また、行政以外の相談については、軽易なものには直接助言をするとともに、専門的な知識を必要とするものについては、「市民特別相談」により、対応しています。

平成25年度の相談件数は、3,414件となっており、東日本大震災の被災者からの相談により4,673件となった平成23年度を除くと過去最高の相談件数となっています。

相談の形態については、電話による相談が2,665件、来庁による面談での相談が739件、電子メールでの相談が10件となっています。

また、相談の内容については、一般相談が1,359件、行政相談が2,055件となっており、行政相談については、市民部に関するものが690件と一番多く、次いで保健福祉部（保健所を含む）487件、他官庁に関するものが192件、土木部189件、都市建設部125件、環境部107件の順となっています。

### 「くらし安心110番」受付状況

相談の形態	件 数	うち行政相談
来 庁	739 件	492 件
電 話	2,665 件	1,556 件
E メール	10 件	7 件
文 書	0 件	0 件
計	3,414 件	2,055 件

## くらし安心 110番(一般・行政相談)受付状況 (H21~25年度)

所 管 部 局 名		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
行政 相 談	企 画 部	28	30	29	9	17
	総 務 部	97	137	145	40	49
	財 務 部	35	91	74	59	72
	競 輪 事 業 部	2	1	3	1	0
	市 民 部	171	379	624	511	690
	保 健 福 祉 部	180	381	320	300	342
	保 健 所	59	115	119	91	145
	子 も 未 来 部	—	—	—	15	29
	環 境 部	83	97	145	122	107
	経 済 部	34	20	17	25	12
	観 光 コンベンション 部	47	50	22	9	3
	農 林 水 産 部	10	18	27	5	2
	土 木 部	154	228	430	159	189
	都 市 建 設 部	58	122	164	142	125
	港 湾 空 港 部	8	5	1	0	0
	消 防 本 部	9	18	37	15	18
	教 育 委 員 会	49	58	41	31	26
	企 業 局 (上下水道部)	22	48	33	78	19
	企 業 局 (交 通 部)	3	5	8	7	7
	函 館 病 院	9	4	10	9	7
	そ の 他 局	16	19	8	3	4
	他 官 庁	11	154	156	135	192
行政 相 談 計 (うち他部局と調整・回答)		1,085 —	1,980 —	2,413 —	1,766 (180)	2,055 (331)
一 般 相 談		958	1,086	2,260	1,641	1,359
合 计		2,043	3,066	4,673	3,407	3,414

## (2)市民特別相談

市民特別相談は、市民の日常生活上の諸問題について問題解決の指針となるよう、専門の相談員が相談に応じるもので、相談日については、予約制となっており相談項目によって曜日等が異なっています。

### 平成25年度 市民特別相談開設状況

(本庁舎)

相談項目	曜 日	相 談 時 間	相談員	主な相談内容
困りごと 心配ごと	第1，3 火曜	9:30～ 11:30	函館人権擁護 委員協議会	夫婦や親子関係のもめごと 児童生徒間のいじめ問題や家庭内暴力 隣近所のいやがらせ等
暮らしの 法律手続	第1火曜	13:00～ 15:00	北海道行政書士会 函館支部	契約書等の書類の作成方法、 官公署等に提出する申請書の作成方法 家賃の催促、相続、贈与の手続方法
法 律	毎週水曜 ・金曜 第2火曜	13:00～ 15:00	函館弁護士会	金銭の貸借、契約上のトラブル等 相続、遺言、離婚問題、慰謝料 交通事故の補償、その他民事問題
土地家屋	1～6月 第2，4 木曜 7～12月 第2木曜	10:00～ 12:00	北海道 不動産鑑定士協会	土地・建物の価格 賃貸借料、権利金等 明渡し等の賃貸借契約問題
登記全般	第2，3， 4木曜	13:00～ 15:00	函館司法書士会	不動産や会社、法人の登記手続き 訴状や調停、供託の手続き 相続、贈与等

(亀田支所)

相談項目	曜 日	相 談 時 間	相談員	主な相談内容
法 律	第1，3 火曜	13:00～ 15:00	函館弁護士会	金銭の貸借、契約上のトラブル等 相続、遺言、離婚問題、慰謝料 交通事故の補償、その他民事問題

### (3) 市民特別相談内容別件数の推移（平成21年度～平成25年度）

相談区分	相 談 内 容	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
困りごと	学校や職場でのいじめ	1	-	1		1
	家庭内暴力やもめごと	5	1	6	12	11
	隣近所のいやがらせ	3	10	3	5	4
	離婚に関すること	1	6	3	6	7
	その他	1	12	6	11	8
	計	11	29	19	34	31
くらしの法律手続き	行政事務手続に関すること	7	25	11	11	12
	その他	24	34	13	18	10
	計	31	59	24	29	22
法 律	相続、遺言、贈与	150	100	119	113	141
	貸金取り立て、借金返済	196	138	91	98	83
	慰謝料、損害賠償に関すること	70	47	71	83	52
	保証人に関すること	23	18	22	14	20
	土地家屋に関すること	173	90	111	130	146
	交通事故に関すること	-	-	-	-	-
	離婚問題に関すること	192	185	165	169	156
	その他	289	227	195	128	118
	計	1,093	805	774	735	716
土地家屋	家賃、地代金問題	6	21	25	13	11
	土地家屋の売買価格	15	23	9	15	17
	土地家屋の明け渡し	9	6	14	9	10
	賃貸借契約に関すること	7	15	10	4	8
	その他	12	8	13	16	11
	計	49	73	71	57	57
登記全般	土地、家屋の名義変更に関すること	25	29	32	37	28
	その他	55	128	86	111	94
	計	80	157	118	148	122
	合 計	1,264	1,123	1,006	1,003	948

※ 平成21年度から、借金（多重債務）問題に対応するため「くらし支援室」を開設。

※ 平成24年度から、組織機構見直しにより「くらし安心課」を設立。

## 2 多重債務相談の概要

従来、多重債務問題（借金問題）は、主として事業者に見られるものでしたが、バブル崩壊後の長引く景気の低迷や雇用環境の悪化を背景として、一般消費者が収入を補うために複数の貸金業者から借入を繰り返したり、安易にクレジットカードを利用するなどして返済困難に陥るケースが極めて深刻な社会問題となり、平成15年には全国の自己破産申立件数が約24万件に上りました。

本市でも、市民相談や消費生活センターにおいて、多重債務に関する相談が急激に増加し、また、多重債務を背景として市税や国民健康保険料等を滞納するケースが多数発生したことから、事態を深刻に受け止め、こうした問題を抱える市民を支援するため、平成21年4月、市役所1階に多重債務専門の相談窓口を開設しました。

### （1）本市の多重債務相談の特色

#### ア 庁内関係部局との連携

庁内関係部局と連携をとることにより、多重債務問題を抱えた市民を早期に発見し、相談窓口に誘導するとともに、多重債務問題の解決後、迅速かつ有効に相談者の生活再建が図られるよう、総合的な援助体制を構築しています。

#### イ 法律専門家への同行

多重債務問題の解決にあたって債務整理を行う場合、弁護士・司法書士といった法律専門家の協力が不可欠となります。本市多重債務相談においては、単に法律専門家を紹介するのではなく、担当相談員が相談者に同行して紹介・引継ぎを行うことにより、相談者の負担を軽減し、円滑な問題解決を図っています。

#### 相談人数および弁護士・司法書士等への引継ぎ人数

区分	22年度	23年度	24年度	25年度
相談人数	550人	336人	283人	248人
うち、弁護士・司法書士等への引継ぎ人数	185人	81人	63人	45人

### （2）多重債務問題の未然防止

「借金」を含めたお金に関する知識は、すべての市民にとって、豊かな人生を送る上で必要不可欠なものであるという考え方のもと、キャッシュレス社会への旅立ちを目前に控えた高校生や新社会人などを対象とした出前講座を実施しています。

## **平成25年度出前講座開催実績**

- ・平成25年11月20日開催 有斗高校

対象 3年生160人

時間 50分

- ・平成25年11月27日開催 柏稜高校

対象 3年生150人

時間 45分

## **3 消費者行政の概要**

### **(1) 消費生活センター**

消費生活の安定と向上を図る拠点として、昭和49年11月から函館市消費生活センターを設置しています。

なお、平成24年度から広域相談体制を開始し、相談・あっせん業務等に関して渡島管内の10市町と連携を行っています。

#### **ア 消費生活センターの概要**

##### **(ア) 施設の概要**

- a 位 置 函館市若松町17番12号 (株)中合棒二森屋店本館6階
- b 面 積 110.73m<sup>2</sup>

##### **(イ) 業務内容**

- a 消費生活に関する相談
- b 消費生活に関する商品テスト
- c 消費生活に関する知識の普及および情報の提供
- d その他消費生活の安定および向上を図るために必要な事業

##### **(ウ) 管理体制**

- ・ 昭和53年4月～ 函館消費者協会へ管理委託
- ・ 平成18年4月～ 指定管理者制度導入  
(平成18年4月～平成21年3月 函館消費者協会)
- ・ 平成21年4月～ 指定管理者  
(平成21年4月～平成24年3月 函館消費者協会)
- ・ 平成24年4月～ 指定管理者  
(平成24年4月～平成29年3月 函館消費者協会※)  
※ 平成24年12月から法人格を取得  
特定非営利活動法人 函館消費者協会

平成25年度消費生活センター商品別・内容別相談受付件数

	受付 件数	内容別相談件数														計	
		うち 苦情 件数	安全 ・衛生	品質 ・機能 ・役務 品質	規格 ・基準	価格 ・料金	計量 ・量目	表示 ・広告	販売 ・方法	契約 ・解約	接客 ・対応	包裝 ・容器	施設 ・設備	買物 ・相談	生活 ・知識	その他	
商品一般	62	49	1	3	1	1		3	24	37	11			1			82
食 料 品	157	140	14	30	3	5	3	7	107	97	14		1	2	1		284
住 居 品	69	53	5	15	2	3		4	32	32	15			2	1		111
光 熱 水 品	26	20		1		10	1	2	2	12	10				1		39
被 装 品	79	69	1	13	1	4			48	47	17					1	132
保 健 衛 生 品	44	36	4	16		4	1	2	20	22	11			1			81
教 養 娯 楽 品	162	138	4	27	2	3		5	86	111	34				1	1	274
車両・乗り物	62	49	1	19	2	3		3	18	42	20			1			109
土地・建物・設備	53	39	2	9	1	7			18	20	9						66
他 の 商 品	0	0															0
商 品 計	714	593	32	133	12	40	5	26	355	420	141	0	1	5	5	3	1,178
クリーニング	11	9		5	2	2			1	5	6						21
レンタル・リース・賃貸	107	80	2	15	7	42			12	66	14						158
工事・建築・加工	49	38	2	18	1	8			7	35	20			1			92
修理・補修	24	22	1	9	2	9			6	8	9						44
管 理 ・ 保 管	0	0															0
役 務 一 般	3	3							2	3							5
金融・保険サービス	157	107		1	8	8		3	52	122	13			1	1		209
運輸・通信サービス	374	356	1	8	4	25		1	292	319	33				1		684
教育サービス	7	5				2			1	5	1				1		10
教養・娯楽サービス	36	32				3		1	18	26	9						57
保健・福祉サービス	50	35	3	6	1	6		1	6	19	15				6		63
他 の 役 務	55	35	4		2	11		1	13	33	7				2		73
内職・副業・相場	4	3						1	3	2							6
他 の 行 政 サ ー ビ ス	7	4			2					3	2				1		8
役 務 計	884	729	13	62	29	116	0	8	413	646	129	0	0	2	1	11	1,430
他 の 相 談	72	4															
	1,670	1,326	45	195	41	156	5	34	768	1,066	270	0	1	7	6	14	2,608

※内容別相談件数は1商品に対して2つ以上の相談内容もあるため、商品別相談件数と一致しない。

## (2) 消費者意識向上啓発事業

### ア 消費者月間および消費者の日記念事業の開催

5月の消費者月間に「消費生活パネル展」を、5月30日の消費者の日に函館消費者協会と共に街頭啓発キャンペーンを実施し、消費生活に関する正しい知識の普及と消費者意識の向上、啓発を図っています。

### イ 消費者情報の提供

石油製品の小売価格調査結果、その他消費生活に関する情報を掲載した「消費生活情報」を毎月発行し、消費生活の改善・啓発に努めています。

### ウ 函館消費者協会との協働・連携

特定非営利活動法人函館消費者協会は、消費について正しい知識の普及と消費者の利益擁護に努め、正常な取引の促進と消費生活の安定向上を図ることを目的として組織された団体であり、本市では同協会との協働・連携を図るとともに、その事業活動に対して補助金を交付し、支援しています。

### エ 消費者教育の実施

賢い消費者を目指し、消費生活の基礎的な知識を習得するため、身近な問題をテーマとした消費生活講座や出前講座を開催しています。また、若年層の消費者被害を防止するために、教育機関と連携した消費者教育の充実を図っています。

## (3) 製品表示等に関する立入検査業務

電気用品安全法、ガス事業法および液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく表示に関する立入検査等にかかる権限が、平成24年4月から本市に移譲されました。すでに権限移譲を受けている消費生活用製品安全法および家庭用品品質表示法に基づく表示等に関する立入検査等実施手順の見直しを行い、平成25年度から立入検査を実施しています。

### 立入検査実施状況

区分	25年度
立入店舗数	22店
検査商品点数	825点

## (4) 石油製品小売価格調査

石油製品の価格調査により個々の価格動向を把握し、必要により、価格の抑制等について消費者団体と連携して関係機関に働きかけることとしています。

#### ア 調査の概要

- (ア) 調査日 每月 12 日  
(イ) 調査品目 家庭用灯油、プロパンガス、ガソリン、軽油、重油  
(ウ) 調査店 販売店 30 店  
(エ) 調査方法 電話による聞き取り調査

## 4 市民生活推進

### (1) 町会組織

町会では、地域住民が相互に連携を保ち、「自らの手で住みよいまちづくり」を目標に防犯、交通安全、防災、青少年の健全育成などの諸問題に対し、積極的な取り組みを行っています。その組織数は、平成 26 年 7 月末現在 186 町会となっています。

### (2) 認可地縁団体

町会・自治会における不動産登記等財産上の諸問題を解決するため、地方自治法第 260 条の 2 の定めにより、一定要件を満たす町会・自治会等は法人格を市町村の認可により取得することができます。本市では平成 26 年 7 月末現在、64 の町会・自治会が「認可地縁団体」となっています。

### (3) 町会交付金

町会の運営は、会員の会費を主財源に運営していますが、町会活動のより一層の促進と活性化を図るため、交付金を交付しています。

町会交付金の推移

(単位：千円)

年度	町会数	交付金額	備考
23	187	69,154	平成 25 年度交付基準 世帯割 1 世帯 370 円 組織割 1 町会 18,200 円 ～ 108,900 円
24	187	69,156	
25	188	69,425	

### (4) 町会会館建設費補助金

町会、自治会等地域住民が組織する団体が、自主的活動に資するため会館を建設（新築・増改築および建物の取得）する場合に、建設工事費の一部を補助しています。

町会会館建設費補助金の推移

(単位：千円)

年度	設置会館数	補助金額	備考
23	7	16,864	工事費の 2 分の 1 以内とし、限度額 1,000 万円。 バリアフリー化等の一定の要件を満たす場合には さらに 100 万円が上乗せされます。
24	6	6,068	
25	9	14,215	

## (5) 函館市地区・方面別町会名

函館市地区・方面別町会名一覧

平成26年7月末日現在

地区	方面	数	町会名	地区	方面	数	町会名
西部地区	1	7	<b>入舟町会, 船見町第一町会</b> 第二船見町会, 弥生町会 <b>天神町会, 弁天町会</b> <b>大町町会</b>	東央地区	11	10	上湯川町会, 上湯川団地町会 <b>旭岡町会</b> , 西旭岡道営自治会 西旭岡市営自治会, <b>亀尾町会</b> <b>蛾眉野町会</b> , 西旭岡町会 鰐川町会, ガーデンヒル自治会
	2	8	末広町会, 元町町会 青柳町会, ○谷地頭町さわやか町会 <b>住吉町会</b> , 宝来町会 <b>東川町会</b> , 豊川町会		12	14	根崎町会, 高松町会 高松町親交会, 高根西部町会 空港団地町会, 志海苔町会 三協町会, 錢亀町会 <b>望洋団地自治会</b> , 新湊町会 <b>古川町会, 豊原町会</b> <b>石崎町会, 鶴野町会</b>
	3	7	<b>大手町会</b> , 栄町会, <b>旭町会</b> 東雲町会, <b>大森町会</b> <b>松風町会</b> , 若松町会		13	5	函館市桔梗町会, 桔梗北町会 <b>桔梗西部町会, 石川町会</b> ○ききょうの里自治会
	4	6	<b>千歳町会</b> , 新川町会 <b>上新川町会</b> , 海岸町内会 <b>大綱町会</b> , 松川町会		14	6	亀田本町第一町会 亀田本町第二町会 亀田本町第三町会 亀田本町第四町会 亀田本町第五町会 函館市亀田港町会
中央地区	5	12	万代町会, <b>北浜町会</b> <b>港町会</b> , 港町北部町会 <b>追分町会</b> , 亀田町民会 <b>大川町会</b> , 白鳥町会 田家町会, <b>八幡町会</b> 宮前町会 道営大川団地自治会	北部地区	15	3	<b>昭和町会</b> , 東富岡町会 <b>函館市富岡町一丁目町会</b>
	6	11	中島町会, 千代台町会 <b>堀川町会, 高盛町会</b> 宇賀浦町会, 函館市日乃出町会 <b>的場町会</b> , 金堀広野町会 金堀町はまなす町会 函館少年刑務所宿舎町会 日乃出改良団地自治会		16	4	<b>函館市赤川町会</b> , 美原町会 函館市美原グリーン町会 北美原町会
	7	13	<b>時任町会</b> , 本町会, <b>梁川町会</b> <b>杉並町会</b> , 五稜郭町会 柳町町会, <b>函館市松陰町会</b> <b>人見町会</b> , 人見南町会 <b>乃木町会</b> , 柏木町会 川原町親和会, 川原町会		17	4	中道一丁目町会, 函館市本通町会 南本通町会, 本通中央町会
東央地区	8	8	<b>深堀町会</b> , 深駒町会 深堀町稔が丘団地自治会 駒場自治町会, 湯浜町会 広野北部町会, 駒場団地町会 東深堀町会	東部地区	18	6	<b>神山町会</b> , 鍛治町会 中道第二町会, <b>陣川あさひ町会</b> 陣川みどり町会, 陣川東町会
	9	13	函館市湯川町1丁目町会 湯川町2丁目町会 <b>湯川三丁目町会</b> , 檻本町会 戸倉ヶ丘町会, <b>高丘町会</b> 湯川温泉町会, 上野町会 香雪団地自治会, 高丘団地自治会 見晴町会, 鈴蘭丘町会, 滝晴町会		19	6	<b>山の手町会</b> , ひばりが丘町会 <b>函館市東山町会</b> <b>ニュー東山町会</b> <b>東山見晴台団地町会</b> 山の手2丁目中央町会
	10	14	<b>花園町会</b> , 函館市日吉ヶ丘町会 はるか台自治会, 日吉町第六団地自治会 <b>日吉町会</b> , 日吉東部町会 日吉町北栄会, 日吉北団地会 日吉四丁目町会, ○雇用促進自治会町会 <b>日吉南団地自治会</b> 日吉第八団地自治会 日吉自由ヶ丘自治会, 日吉親互会		20	10	<b>小安町会</b> , 釜谷町会, 汐首町内会 瀬田来町内会, 弁才町内会 泊町内会, 館町町内会, 西浜町会 東浜町内会, 原木二見町会
					21	8	日浦町内会, 尻岸内町内会, 中浜町内会 女那川町内会, 日ノ浜町内会 古武井町内会, <b>恵山町内会</b> , 御崎町内会
					22	3	榎法華町会 新浜町二町内会, 跳子町内会
					23	8	古部町内会, 木直町内会, 尾札部町内会 川汲町内会, 安浦町内会, 白尻町内会 大船町内会, 磯谷町内会

※ 町会数 186町会, 太字は認可地縁団体

※ 地区・方面は函館市町会連合会の区分による。ただし○印は連合会未加入町会

## (6) 街路灯設置および電灯料補助金

夜間の交通安全、犯罪の防止などの目的をもって街路灯を設置する町会、団体、個人に対し、設置工事費および電灯料（公衆街路灯）の補助をしています。

街路灯設置および電灯料補助金の推移

(単位：千円)

年度	設 置 費 補 助		電 灯 料 補 助		備 考
	灯 数	補 助 金 額	灯 数	補 助 金 額	
23	901	22,214	23,139	76,942	(平成25年度補助基準) ○街路灯設置 工事額の8/10(LED灯については8.5/10)と補助限度額のいづれか少ない方の額
24	759	23,174	23,080	78,835	○電灯料 8/10
25	1,490	46,680	23,184	82,290	

## (7) 地域安全安心促進交付金

町会等の自主防犯活動を促進するために、遠方からの被視認性が高く、心理的犯罪抑制効果がある青色回転灯を、町会等が警察の証明を受け防犯パトロール車に使用する際に、平成22年度から1台につき年額5千円の交付金を交付しています。

地域安全安心促進交付金の推移

(単位：千円)

年度	町会数	台 数	交付金額	備 考
23	43	80	400	
24	43	77	385	平成25年度交付基準 青色回転灯装備車 1台 5,000円
25	44	72	360	

## 5 人権啓発の推進（地域人権啓発活動活性化事業）

平成12年度より、国が行う人権啓発活動のうち、都道府県に委託される事業(都道府県地域事業)を、北海道からの再委託を受けて、「地域人権啓発活動活性化事業」の実施に取り組んでいます。

この事業を通じて、人権尊重思想の普及高揚を図り、人権問題に対する正しい認識を広めるために、基本的人権の擁護に係る各種啓発活動を行っています。

平成25年度 地域人権啓発活動活性化事業

事業区分	事業内容	事業費
1 人権の花運動	子供が相互に協力し合いながら花等植物を栽培することにより、子供の情操を豊かにし、命の大切さや相手への思いやりを身につけてもらうことを目的に、市内の小学校8校に花の苗、土、肥料、プランターを贈った。 (弥生小学校、千代ヶ岱小学校、昭和小学校、北昭和小学校、中部小学校、鍛神小学校、日吉が丘小学校、東小学校)	617,215 円
2 市電「人権号」の運行および無料貸切電車の運行	市電の車体に人権啓発イラストや人権相談所の案内等を塗装した「人権号」を運行したほか、広告ディスプレイが設置されている15車両で人権啓発廣告を放映した。 運行期間：H25.5.1～H26.3.31(11ヶ月間) 人権号に小中学生の人権ポスターコンテスト入賞作品を掲示し、1往復の無料運行を行った。車内では人権擁護委員による啓発放送のほか、啓発物の配布等も行った。(H25.12.8 乗車人数135名)	1,260,000 円 48,155 円
3 各種啓発物の配布	① 「ノック式消しゴム」の作製・配布 いじめ防止を訴える啓発物品として、人権啓発標語と「子ども人権110番」の案内を印字した啓発物品を作製し、市内小学6年生全員に配布した。(2,200本) ② 「マウスピッタ」の作製・配布 いじめ防止を訴える啓発物品として、人権啓発標語やイラストのほか「子ども人権110番」の案内をデザインしたオリジナルのマウスピッタを作製し、市内中学校に配布した。(1,250枚) ③ 「クリアファイル」の作製・配布 函館の夜景をデザインしたオリジナルのクリアファイルを作製し、無料電車「人権号」の運行等を通じて市民や観光客へ配布し、人権啓発を行った。(1,500枚) ④ 回覧板収納袋の作製、配布 既存の回覧板を収納できる防水型の収納袋を作製、啓発文や人権相談所の案内等を印刷し、町会・自治会へ配布した。(1,365枚)	138,600 円 380,625 円 212,625 円 859,950 円

	<p>⑤ 人権啓発カレンダーの作製、配布 人権ポスターコンテスト最優秀作品を掲載したカレンダーを作成し、市内各小中学校のほか、市庁舎、支所、福祉施設、教育施設等を通じて広く市民に配布した。(3,000 枚)</p> <p>⑥ フリーぺーぺー広告事業 人権擁護委員の日および特設困りごと心配ごと相談所の開設を周知するため、地元フリーぺーぺーへ広告を掲載した。 (函渠 40,000 部・ダテペー50,000 部)</p> <p>⑦ 各種人権関連行事を周知するチラシの配布</p>	220,500 円
		150,150 円
		12,180 円
		3,900,000 円

## § 4 男 女 共 同 参 画

# 1 男女共同参画に関する施策の概要

国では、男女共同参画社会の実現をめざし、総合的、計画的に男女平等政策を進めていくための基本となる法律、「男女共同参画社会基本法」を平成11年6月23日から施行し、「男女共同参画基本計画」を平成12年12月に策定しました。

函館市では、平成10年に「～男女共同参画社会をめざす～はこだてプラン21」を策定、また平成17年には、「函館市男女共同参画推進条例」を制定し、誰もが男女平等を実感できる社会の実現に向けた取り組みを進めてきました。

これにより市民意識も少しづつ変化してきましたが、固定的性別役割分担意識やこれを反映した社会慣行などは依然として残っており、さらに今後は少子高齢化の進行や家族形態・労働環境の変化など、新たな状況への対応も求められています。

このようなことから、引き続き男女共同参画を推進するため、第2次函館市男女共同参画基本計画「はこだて輝きプラン」を平成20年3月に策定し、条例の基本理念である「男女の人権の尊重」、「社会における制度または慣行についての配慮」、「政策等の立案決定への共同参画」、「家庭生活とその他の活動の両立」、「性に関する理解と尊重」、「国際社会の動向への留意」を踏まえ、施策を推進するため、講座の開催など各種啓発活動を含め、男女共同参画に関する事業を行っています。

## (1) 函館市男女共同参画推進条例の制定（平成17年3月25日）

男女共同参画の基本理念等を明らかにし、市・市民・事業者が一体となって男女共同参画社会の実現をめざします。

## (2) 男女共同参画審議会（平成17年度～）

男女共同参画の推進について、市長の諮問に応じ、調査審議することにより男女共同参画の実現に向けて、良識的かつ専門性の高い意見を徴します。

### ① 組織および委員

- ・ 委員数 12人以内
- ・ 構成
  - (ア) 学識経験者
    - (イ) 男女共同参画関係団体からの推薦者
    - (ウ) 企業経営者
    - (エ) 関係行政機関
    - (オ) 公募委員

## ② 委員名簿

(平成 26 年 8 月 1 日現在)

区分	氏名	所属団体または職業
学識経験者	宮 越 忍	函館市小学校長会（桔梗小学校 校長）
	塗 政 江	行政相談員（男女共同参画担当）
	荒木 知恵	函館弁護士会（弁護士）
	高木 康一	北海道教育大学教育学部函館校
男女共同参画関係 団体からの推薦者	阿部 菜穂美	連合北海道 函館地区連合会
	松田 貞子	函館市町会連合会
企業経営者	安達 尚史	(公社)函館法人会 青年部会
関係行政機関	大森 孝志	北海道渡島総合振興局
公募委員	川端 和雄	-
	千葉 美奈子	-
	小泉 正勝	-
	岩山 静枝	-

## （3）男女共同参画苦情処理制度（平成 17 年度～）

男女共同参画の推進の観点から、市が実施する施策等についての苦情の申し出とともに、性差別など人権の侵害に係る相談を第三者が受け止め、解決へ向けて適切に対応することにより、男女共同参画社会の実現を目指します。

## （4）主な事業の概要

### ① 啓発事業

#### ア はこだて男女共同参画フォーラム（平成元年度～）

毎年、市内の団体が参加し、男女共同参画社会の実現をめざし、市民意識の高揚を目的に講演会などを行います。

平成 25 年度 講師：鈴木光司（作家）

テーマ：「子育てパパが語る子育て論—新しい家族のあり方—」

#### **イ 男女共同参画情報誌「マイセルフ」の発行（平成12年度～）**

市民各層に男女共同参画の意識づくりを進めるため、市民のニーズに沿った情報誌を発行します。

（平成25年度 Vol. 50・51 各5,000部発行）

※ 昭和47年度～「はこだての婦人」発行

※ 平成24年度から女性センター指定管理者に業務委託

#### **ウ 男女共同参画啓発誌の発行（平成13年度～）**

男女共同参画の意識づくりについては、若年層から裾野を広げていくことが、より効果的であることから小中学生向け啓発誌を作成します。

（平成25年度 小学生版3,200部、中学生版3,100部発行）

#### **エ 事業者向け勉強会の開催（平成25年度～）**

男女共同参画社会の実現を視野に入れた職場環境の整備やワーク・ライフ・バランスについての意識啓発を推進することを目的として、市内事業所の経営者や人事担当者等を対象に、勉強会を行います。

平成25年度 講 師：本間 あづみ氏（社会保険労務士）

テーマ：「一社員も会社もイキイキする職場作りを目指して！—企業向けワークライフバランスセミナー」

#### **② 政策や方針決定過程への女性の登用促進**

##### **女性人材リストの作成（平成25年度～）**

政策・方針決定過程への女性の参画を推進し、あらゆる分野への女性の活躍の場を拓げるため、様々な分野にわたる人材を「女性人材リスト」に登録し、庁内各部局へ女性人材の情報提供を行っています。

#### **（5）女性団体への運営補助**

##### **函館市女性会議補助金（昭和61年度～）**

函館市の女性団体が連絡協調し、女性団体活動を推進し、女性の地位向上を図るとともに、男女共同参画社会の形成を目指した本市のまちづくりに貢献することを目的として、補助金を交付しています。

（平成25年度 補助金45万円）

#### **（6）函館市女性センターにおける施策の推進**

女性の福祉の増進と教養の向上を図り、および男女共同参画社会の形成の促進をめざして、学習講座や教養講座などを開催するとともにセンターを利用しているグループの育成支援に努めます。

・平成18年度より指定管理者制度導入

(平成18年度～20年度　函館家庭生活カウンセラークラブ)  
(平成21年度～23年度　にっぽん生活文化楽会)  
(平成24年度～28年度　にっぽん生活文化楽会)

## § 5 国民健康保険事業

(別掲こくほはこだて参照)

## § 6 国民年金事業

# 1 国民年金事業の概要

国民年金制度は、昭和34年の発足以来、50年以上の歳月を経て、平成25年3月末には、2,824万人の被保険者（第2号被保険者を除く）と3,031万人の受給者を擁する制度に発展し、国民の中に広く定着しています。

昭和61年4月に実施された年金制度の改正は、目前に迫った高齢化社会の到来に対処して行われたもので、「新しい国民年金制度」は、自営業者・サラリーマン・公務員の区別なくすべての方を対象として共通の年金（基礎年金）を支給する制度となっています。

平成14年度に保険料納付事務等の業務が市町村から国へ移管され、さらに、持続可能で国民に信頼される制度を構築するために、半額免除制度（平成14年度）、若年者納付猶予制度（平成17年度）、多段階免除制度（平成18年度）が創設されました。また、平成18年度には全額免除（特例除く）・若年者納付猶予の希望者に限り継続申請制度の導入が実施されました。

少子高齢化が急速に進んでいることから、全国民の老後の所得保障の中核を担う制度として、将来とも、制度の安定的な運営・充実が望まれています。

## （1）国民年金の被保険者

国民年金の被保険者は、次の3種類に分けられます。

第1号被保険者	日本国内に住んでいる自営業者、学生など（外国人登録されている方を含む）で20歳以上60歳未満の方
第2号被保険者	厚生年金保険、共済組合等の加入者で65歳未満の方
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方

このほか、次のような方が任意加入することができます。

- ・ 海外に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人
- ・ 60歳以上65歳未満の方
- ・ 60歳未満で老齢年金等の受給者
- ・ 昭和40年4月1日以前生まれで、年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満で日本国内に住んでいる方または海外在住の日本人（ただし、受給資格期間を満たすまで）

## (2) 国民年金の保険料

国民年金の第1号被保険者および任意加入者は、保険料を納めなければなりません。

また、より高い老齢給付を望む第1号被保険者・任意加入者は、希望により附加保険料を納めることができます。

- ・定額保険料 月額 15,250円 (平成26年度)
- ・附加保険料 月額 400円

なお、保険料を納めることが困難な方には、保険料の免除制度（全額・4分の3・半額・4分の1）、若年者納付猶予制度、学生には納付特例制度があります。

法定免除	生活扶助を受けていたり、障害年金を受けているとき
全額免除	前年所得額が基準以下、または失業により保険料納付が困難なときに申請して承認されたとき
4分の3免除	前年所得額が基準以下、または失業により保険料納付が困難なときに申請して承認され、4分の1の保険料を納付したとき
半額免除	前年所得額が基準以下、または失業により保険料納付が困難なときに申請して承認され、半額の保険料を納付したとき
4分の1免除	前年所得額が基準以下、または失業により保険料納付が困難なときに申請して承認され、4分の3の保険料を納付したとき
若年者納付猶予	前年所得額が基準以下の20歳代の方で、申請して承認されたとき支払いが猶予されます
学生納付特例	前年所得額が基準以下の学生で、申請して承認されたとき後払いできます

(注) 厚生年金保険・共済組合の加入者である第2号被保険者とその被扶養者である第3号被保険者の保険料は、厚生年金保険や共済組合の制度でまとめて国民年金制度に拠出しますので、被保険者が保険料を支払う必要はありません。ただし、第3号被保険者は、配偶者の勤務先経由での届出が必要です。

### (3) 国民年金の給付

#### ① 基礎年金

##### ア 老齢基礎年金

＜支給要件＞

老齢基礎年金は、大正15年4月2日以後に生まれた方を対象として、保険料を納めた期間などが原則25年以上ある方が、65歳になったときに支給されます。

＜年金額＞

- ・保険料を全期間（加入可能年数）納めた方  
772,800円（月額 64,400円）
- ・免除や未納期間がある方

$$772,800 \text{ 円} \times \frac{\text{保険料納付月数+一部免除月数} \times (7/8 \sim 5/8) + \text{全額免除月数} \times 1/2}{\text{加入可能年数 (40年)} \times 12}$$

※ただし平成21年3月分までは、保険料納付月数+一部免除月数×(1/2~5/6)+全額免除月数×1/3

＜支給の繰り上げ、繰り下げ＞

支給開始年齢は、希望によって60歳から64歳の間に繰り上げることができます。支給年金額は一定の率で減額されます。また、支給年齢を繰り下げて65歳以降の希望する年齢から支給を受けることもできます。この場合、支給年金額は一定の率で増額されます。

昭和16.4.2以降生まれの人の支給率			
繰り上げ（1ヶ月あたり0.5%減額）	70.0 ~ 75.5%	繰り下げ（1ヶ月あたり0.7%増額）	65歳～65歳11月
60歳～60歳11月	70.0 ~ 75.5%	100%（繰り下げ該当なし）	100%（繰り下げ該当なし）
61歳～61歳11月	76.0 ~ 81.5%	66歳～66歳11月	108.4～116.1%
62歳～62歳11月	82.0 ~ 87.5%	67歳～67歳11月	116.8～124.5%
63歳～63歳11月	88.0 ~ 93.5%	68歳～68歳11月	125.2～132.9%
64歳～64歳11月	94.0 ~ 99.5 %	69歳～69歳11月	133.6～141.3%
65歳	100%	70歳	142%

※一度、減額・増額された年金額は生涯変わりません。

＜付加年金＞

付加保険料を納めた方に、老齢年金に加算して支給されます。

付加年金額 200円 × 付加保険料を納付した月数

## イ 障害基礎年金

### <受給要件>

- (1) 被保険者期間中に初診日がある病気やけがで障がい者になったとき
  - (2) 60歳以上65歳未満で国内在住中に初診日がある病気やけがで障がい者になったとき
- ((1), (2)の場合とも障がいの状態が障害等級表の1級または2級であることが必要です。)

### <納付要件>

保険料納付済期間と免除期間を合わせて、初診日の属する月の前々月までに加入期間の2／3以上あること（初診日が平成38年3月31日までにある場合、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に滞納がなければよいことになっています。）

### <年金額>

基本額 1級 966,000円（月額80,500円）  
2級 772,800円（月額64,400円）

加算額 障害年金を受けられるようになったとき、その方により生計を維持されている18歳到達年度の末日までにある子または障がい等級が1級、2級の状態にある20歳未満の子がいる場合は、次の金額が加算されます。

1人目、2人目 各 222,400円  
3人目以降 各 74,100円

なお、平成23年4月から、子の加算額の対象者は、障害基礎年金の受給権が発生した日の翌日以後に生計を維持することになった子（平成23年3月までに生計を維持することになった子も含めます）も対象とされています。

## ※ 特別障害給付金

### <支給対象者>

- (1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象者であった学生
  - (2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象者であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者
- ((1), (2)に該当する方で、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障がいに該当する方)

### <支給額>

障害基礎年金1級に該当する方	月額 49,700円
障害基礎年金2級に該当する方	月額 39,760円

#### ウ 遺族基礎年金

##### <受給要件>

死亡した方の配偶者で18歳到達年度の末日までにある子または障がい等級が1級、2級の状態にある20歳未満の子を扶養している場合

##### <納付要件>

死亡した方の保険料納付済期間と免除期間を合わせて、加入期間の2／3以上あること(平成38年3月31日以前に死亡した場合、死亡日の属する月の前々月までの直近1年間に滞納がなければよいことになっています)

##### <年金額>

基本額 772,800円

加算額 子1人目、2人目 222,400円

子3人目以降 74,100円

ア 配偶者が受けたとき………基本額に子の加算をえた額

イ 子が受けたときの1人あたりの支給額

受給権のある子が1人………基本額

〃 2人以上………基本額に2人目以降の加算額を加え、  
年金を受ける子の数で割った額

## ② 国民年金の独自給付

#### ア 寡婦年金

##### <受給要件>

第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)としての保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて、25年以上ある夫が年金を受けないで死亡した場合に、夫によって生計を維持し、かつ10年以上の婚姻関係が継続している妻に60歳から65歳(60歳に達した日の翌月から、死亡するか、婚姻するか、65歳に達する日の属する月)まで支給されます。

##### <年金額>

夫の第1号被保険者の期間について計算した老齢基礎年金額の3／4です。

#### イ 死亡一時金

##### <受給要件>

3年以上、国民年金保険料を納付した方が、年金を受けないで死亡したとき、その遺族に支給されます。

### <一時金の額>

保険料を納付した期間に応じて、次表のとおり。

納付済期間	金額
36月以上 180月未満	1 2 0 , 0 0 0 円
180月以上 240月未満	1 4 5 , 0 0 0 円
240月以上 300月未満	1 7 0 , 0 0 0 円
300月以上 360月未満	2 2 0 , 0 0 0 円
360月以上 420月未満	2 7 0 , 0 0 0 円
420月以上	3 2 0 , 0 0 0 円

※ 4分の1免除期間については  $3/4$ 、半額免除期間については  $1/2$ 、4分3免除期間については  $1/4$  に相当する月数

### (4) 福祉年金

この年金は、全額国が負担するので本人や配偶者または扶養義務者の所得制限や他の年金との併給制限が定められています。

なお、昭和61年4月(改正法施行)から障害福祉年金の受給者は障害基礎年金に、母子福祉年金・準母子福祉年金の受給者は遺族基礎年金に移行されたため、現在は老齢福祉年金だけが支給されています。

#### 老齢福祉年金

##### <支給要件>

次のいずれかに該当する方に支給されます。

- (1) 明治44年4月1日以前に生まれた方が70歳に達したとき。
- (2) 明治44年4月2日から大正5年4月1日までに生まれて保険料納付済期間が1年未満で、かつ保険料納付期間と免除期間を合わせた期間が、生年月日に応じて一定期間(4年1月～7年1月)以上ある方が70歳に達したとき。

<年金額> 3 9 5 , 9 0 0 円 (月額 3 2 , 9 9 1 円)

## 2 国民年金事業の実施状況

### 加入の状況

年 度	人 口	被 保 険 者 数			
		第 1 号(強制)	任 意	第 3 号	計
21	283, 301	46, 660	1, 000	21, 012	68, 672
22	280, 845	45, 223	1, 027	20, 302	66, 552
23	277, 831	43, 983	1, 044	19, 371	64, 398
24	275, 263	42, 154	1, 009	18, 735	61, 898
25	272, 530	40, 331	879	18, 105	59, 315

※ 各年度とも、年度末の人員を示しています。

### 収納の状況

年 度	対象月数 A	収納月数 B	収納率 B / A
21	356, 069	178, 569	50. 2
22	340, 217	167, 292	49. 2
23	318, 717	158, 038	49. 6
24	295, 518	150, 625	51. 0
25	275, 041	144, 004	52. 4

※ 各年度とも、年度末の月数を示しています。

### 免除者の状況

年 度	法 定 免 除		申 請 免 除		合 计	
	免 除 者 数	免 除 率	免 除 者 数	免 除 率	免 除 者 数	免 除 率
21	5, 612	12. 0	14, 044	30. 0	19, 656	42. 0
22	5, 854	12. 9	14, 021	31. 0	19, 875	43. 9
23	5, 898	13. 4	14, 577	33. 2	20, 475	46. 6
24	5, 944	14. 1	14, 467	34. 3	20, 411	48. 4
25	5, 877	14. 6	14, 454	35. 8	20, 331	50. 4

※ 各年度とも、年度末の人員を示しています。

### 老齢福祉年金受給権者の状況

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
全部支給	20	11	12	2	1
一部支給	1	2	1	0	0
全部停止	11	7	10	4	4
計	32	20	23	6	5

※ 各年度とも、年度末の人員を示しています。

### 受給権者の状況

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
老齢年金	老齢基礎	57,487	59,491	62,012	65,231
	老齢（旧法）	4,432	3,963	3,491	3,060
	通算（旧法）	2,952	2,648	2,422	2,229
	計	64,871	66,102	67,925	70,520
障害年金	障害基礎	5,082	5,203	5,253	5,346
	障害（旧法）	308	284	261	240
	計	5,390	5,487	5,514	5,586
遺族年金	遺族基礎	686	640	637	619
	母子、準母子（旧法）	0	0	0	0
	遺児（旧法）	0	0	0	0
	寡婦年金	87	78	77	73
	計	773	718	714	692
合 計		71,034	72,307	74,153	76,798
					79,297

※ 各年度とも、年度末の人員を示しています

## § 7 後期高齡者医療事業

# 1 後期高齢者医療事業の概要

## (1) 後期高齢者医療制度について

老人医療費を中心に国民医療費が増大するなか、国民皆保険を維持し医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、それまでの老人保健制度にかわって、高齢社会に対応し、かつ高齢者世代と現役世代の負担が明確化され、公平でわかりやすい独立した医療保険制度として後期高齢者医療制度が、平成20年4月に創設されました。

なお、後期高齢者の医療にかかる費用は、医療機関等での被保険者自身が支払う窓口負担金を除き、約5割を税金（国、都道府県、市町村）で、約4割を若い世代の方が加入する医療保険からの支援金で、約1割を高齢者の方の保険料でまかなわれ、国民みんなで支えあうしくみとなっています。

また、この制度は、道内すべての市町村が加入する北海道後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、各市町村は、保険料徴収や窓口業務を行っております。

### 《参考》これまでの国の歩み

昭和48年 老人医療費の無料化（70歳～）

昭和58年 老人保健法の制定（老人保健制度の施行）

平成14年 老人保健制度の対象を段階的に引き上げ（70→75歳）

平成18年 健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改められる。

平成20年 後期高齢者医療制度が施行

## (2) 当市の被保険者数の推移（各年度末）

平成20年度 36,307人

平成21年度 37,212人

平成22年度 38,281人

平成23年度 39,102人

平成24年度 40,013人

平成25年度 40,411人

## 2 後期高齢者医療制度の主な内容

### (1) 対象者

- 75歳以上の方（75歳の誕生日から加入、手続きは必要ありません。）
- 65～74歳で一定の障がいのある方（任意加入、申請手続きが必要です。）  
「一定の障がいのある方」とは…
  - ・国民年金などの障害年金1、2級を受給している方
  - ・精神障害者保健福祉手帳1、2級に該当する方
  - ・身体障害者手帳1～3級と4級の一部に該当する方
  - ・療育手帳A（重度）判定に該当する方

### (2) 受けられる給付

医療機関等では一部負担金を支払い、医療の給付を受けることができます。  
主な給付は、保険内の入院・通院・薬剤・訪問看護等の費用  
※入院したときの食事代や保険が適用されない差額ベッド代など保険診療外経費は対象外  
また、コルセットなどの補装具を購入した場合、料金をいったん全額お支払いいただきますが、申請により一部負担金を除いた分が支給されます。

### (3) 一部負担金

医療機関等で支払う一部負担金は、医療費の原則1割です。  
ただし、現役並み所得者は、3割となります。  
この負担割合は、前年の所得を基に判定し、8月から翌年7月までの間適用されます。

※現役並み所得者とは

本人または同一世帯の被保険者の方の住民税の課税所得が145万円以上の方。  
ただし、次の場合、市の窓口に申請し、認定されると1割負担となります。

◆同一世帯に被保険者が1人のみの場合

- ・被保険者本人の収入の額が383万円未満のとき、または同一世帯にいる70～74歳の方と被保険者本人との収入の合計額が520万円未満のとき

◆同一世帯に被保険者が2人以上いる場合

- ・被保険者の収入の合計額が520万円未満のとき

なお、同じ月に同一の医療機関等に支払う一部負担金は、自己負担限度額までとなっています（調剤薬局を除く。）。

### (4) 高額療養費支給制度と自己負担限度額

1か月に支払った一部負担金が限度額を超えた場合、超えた分が後から高額療養費として支給されます。

○複数の医療機関等を受診した場合、支払った一部負担金の合計額が限度額を超えたとき

○入院を含む世帯の自己負担額の合計が世帯の限度額を超えたとき

(同じ世帯に後期高齢者医療制度で医療を受ける方が複数いる場合は、合算になります。)

高額療養費の支給対象となる方には、北海道後期高齢者医療広域連合から「高額療養費支給申請書」が送付されます。

申請は、初回のみでそれ以降に発生した高額療養費は、自動的に支給されます。

※ 領収書の提出の必要はありません。

※ 申請書が届いてから2年以内に申請しなければ時効となります。

表1 <自己負担限度額および標準負担額等>

所得区分	自己負担限度額		標準負担額 ※1		
	一般	病床	疗养	病床	居住費
	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯および個人)	食費 (1食当たり)	食費 (1食当たり)	居住費 (1日当たり)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+1% ※2 (44,400円) ※3	260円	460円	
一般	12,000円	44,400円			
低所得者	区分II	24,600円	210円 (160円) ※4	210円	320円
	区分I	8,000円		130円	
	区分I (老齢福祉年金受給者)	15,000円	100円	100円	

※1 入院したときには医療費の自己負担額のほかに、食費などの自己負担（標準負担額）がかかります。

なお、疗養病床で入院医療の必要性が高い方（難病等）は、一般病床と同額の食費のみの負担となります。

※2 医療費の総額が267,000円を超えた場合は、超えた額の1%が加算されます。

※3 ()内は、過去1年間に4回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降の自己負担限度額です。

※4 ()内の160円は、入院91日目以降の標準負担額です。

## (5) 低所得者への軽減措置

住民税非課税世帯の方の自己負担額や食費が低くなる制度があります（表1参照）。

医療機関等の窓口で支払う自己負担限度額や標準負担額について、区分I, IIの適用を受けるためには、あらかじめ「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けて医療機関等の窓口に提示する必要があります。

表2 <低所得区分と認定要件>

区分	認定要件
区分II	本人および同一世帯の方全員が住民税非課税の方
区分I	①本人および同一世帯の方全員が住民税非課税で、かつ、本人および同一世帯の方全員の所得額が一定の基準額以下であること ※一定の基準額：総所得金額・山林所得額等がすべて0円 ②本人および同一世帯の方全員が住民税非課税で、本人が老齢福祉年金受給者

## § 8 戸 稽 業 務

# 1 戸籍業務の概要

(1) 戸籍業務は、住民の社会生活に最も身近な戸籍、住民基本台帳および印鑑登録を3つの柱として、市行政の一翼を担っています。

## ① 戸籍制度

国民の出生から死亡に至るまでの親子関係、婚姻関係などの重要な身分関係を明らかにし、これを唯一公証する制度です。

平成26年3月末現在、本籍数148,060戸、本籍人口330,611人となっています。

## ② 住民基本台帳制度

住民の届出によりその居住関係を記録し、これを公証する制度であり、選挙、国民健康保険、国民年金等、住民に関する事務の基礎となる制度です。

## ③ 印鑑登録制度

住民基本台帳を基に個人の印鑑を登録し、住民の不動産登記、自動車の登録、公正証書の作成等、権利義務の発生、変更等に広く利用されている制度であり、当市では、登録証明事務の事故防止に万全の注意を払い、市民の財産や権利の保護に努めています。

## ④ 外国人登録制度（平成24年7月廃止）

わが国に在留する外国人の身分事項等を登録することによって、外国人の居住関係および身分関係を明確にして、在留外国人の公正な管理に役立たせた制度です。なお、本制度は平成24年7月に廃止となり、外国人の居住関係等の記録およびその公証は住民基本台帳制度に移行されました。

## (2) 函館市の人口

戦時中は一時20万人を割ったものの、昭和41年に錢亀沢村、昭和48年に亀田市、平成16年12月には戸井町・恵山町・榎法華村・南茅部町と合併し、平成26年3月末現在で272,530人となっています。

また、国際交流の活発化に伴い、函館市に居住する外国人も増加し、平成26年3月末現在の外国人口数は631世帯（複数国籍世帯を含む）758人に達しています。

## (3) 事務処理の効率化

平成元年2月13日から住民基本台帳・印鑑登録等の住民記録をオンライン化し、住民サービスの向上、事務の効率化に取り組んできましたが、平成19年3月3日には、戸籍事務電算処理システムの導入により、戸籍関係のサービスを大幅に改善するなど、各種証明書発行事務、諸届書の処理事務の効率化に努めています。

### 住民基本台帳の世帯数と人口

(各年度末現在)

年度		世帯数		住民基本台帳人口			
		前年比(%)	男	女	計	前年比(%)	
21	141,892	100.3	129,182	153,277	282,459	99.1	
22	142,354	100.3	127,999	152,036	280,035	99.1	
23	142,543	100.1	126,444	150,612	277,056	98.9	
24	143,169	100.4	125,437	149,826	275,263	99.4	
25	143,360	100.1	124,262	148,268	272,530	99.0	
内 訳	本 庁	47,715	99.4	37,314	46,357	83,671	98.5
	湯 川	26,666	100.0	22,324	27,208	49,532	98.9
	錢 亀 沢	3,588	99.2	3,460	3,982	7,442	97.5
	亀 田	59,230	101.0	54,839	63,708	118,547	99.8
	戸 井	1,368	99.3	1,390	1,572	2,962	97.0
	恵 山	1,638	99.3	1,637	1,775	3,412	97.3
	樅 法 華	512	98.8	521	582	1,103	95.3
	南 茅 部	2,643	99.0	2,777	3,084	5,861	97.6

※平成24年7月より外国人住民の人口と世帯数が住民基本台帳に含まれています。

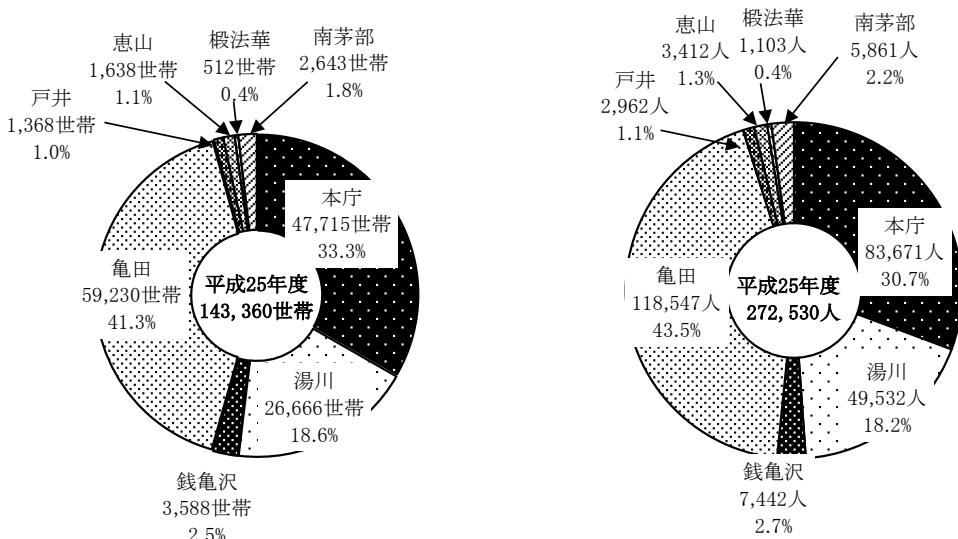
### 本籍数と本籍人口

(各年度末現在)

年度		本籍数		本籍人口	
		前年比(%)	前年比(%)	前年比(%)	前年比(%)
21	150,415	99.8	344,660	99.1	
22	149,961	99.7	341,243	99.0	
23	149,346	99.6	337,572	98.9	
24	148,760	99.6	334,208	99.0	
25	148,060	99.5	330,611	98.9	

### 住民基本台帳の世帯数

### 住民基本台帳の人口



※ 小数点第2位以下を四捨五入する端数処理の都合上、割合の合計は100%になっていません。

## 外国人住民人口と世帯数（複数国籍世帯を含む）

(各年度末現在)

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
人員	男	289	276	279	261	283
	女	553	534	496	465	475
	計	842	810	775	726	758
世帯数		575	564	536	599	631

※平成23年までは外国人登録人口と世帯数

## 住民基本台帳処理件数

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
職権記載・消除等	出生	1,756	1,736	1,685	1,624	1,602
	死亡	3,123	3,334	3,385	3,391	3,421
	職権記載	0	1	1	3	1
	職権消除	85	69	50	39	67
	職権修正	1,164	1,047	1,027	1,052	1,184
	その他	4,856	4,606	4,573	4,448	4,483
	通知書	9,181	8,740	8,523	8,965	9,263
届出記載	転入	7,563	7,297	7,277	7,403	7,577
	転出	8,496	8,069	8,276	8,077	8,201
	転居	9,771	9,854	9,278	9,422	9,611
	世帯変更	3,453	3,289	3,310	3,163	3,142
	法第30条の47	-	-	-	5	9
合計		49,448	48,042	47,385	47,592	48,561

\* その他は、届出修正、戸籍異動、職権回復、転出取消、失踪宣言、帰化、国籍取得、国籍喪失

## 印鑑登録件数

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
印鑑登録者数		181,035	180,683	179,982	179,642	178,728
届出件数	新規登録	11,267	11,052	10,744	10,677	10,484
	亡失・廃止	4,396	4,235	4,187	4,139	4,152
	計	15,663	15,287	14,931	14,816	14,636

※ 印鑑登録者数は各年度末の登録者数

戸籍処理件数

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
出生	2,708	2,666	2,613	2,520	2,429
国籍留保	28	23	23	25	16
認知	65	55	61	65	51
養子縁組	299	268	260	271	248
養子離縁	97	84	107	74	105
法第69条の2 法第73条の2	2	1	7	4	6
婚姻	3,460	3,223	3,251	3,217	3,160
離婚	975	1,056	988	898	918
法第75条の2 法第77条の2	381	462	420	400	399
親権・後見他	39	40	53	23	33
死亡	4,109	4,489	4,488	4,464	4,592
失踪	17	11	15	7	12
復氏	8	8	9	4	8
姻族関係終了	7	5	5	4	9
相続人廃除	—	—	—	—	—
入籍	754	862	805	758	773
分籍	74	90	82	89	86
国籍取得	—	—	1	—	2
帰化	7	1	5	7	—
国籍喪失	1	1	1	1	3
国籍選択	2	5	2	3	2
外国国籍喪失	—	—	3	—	—
氏の変更	51	42	52	53	50
名の変更	14	19	19	9	11
転籍	1,685	1,694	1,647	1,601	1,639
就籍	—	—	—	—	—
訂正・更正	383	323	299	266	282
追完	2	2	—	1	2
その他	14	16	17	9	6
不受理申出	65	57	47	63	57
計	15,247	15,503	15,280	14,836	14,899

証明件数

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
戸籍関係	戸籍	全部事項証明(謄本)	41,726	42,464	41,376	40,261
		個人事項証明(抄本)	10,443	9,989	9,899	9,111
	除籍	全部事項証明(謄本)	16,926	16,557	17,270	17,635
		個人事項証明(抄本)	212	163	196	157
	平成改原	謄本	11,501	11,766	10,930	10,507
		抄本	197	163	245	126
		戸籍の記載証明	310	302	244	212
		除籍の記載証明	0	0	0	0
	受理	一般	380	372	383	415
		上質紙	6	10	11	13
住民基本台帳関係	住民票	146,653	142,207	138,334	138,346	149,234
	住民票(広域交付)	104	108	123	134	139
	住民票(電子申請)	3	2	1	1	3
	戸籍の附票	6,754	6,747	6,387	6,179	6,761
	記載事項証明	1,442	1,373	1,341	1,141	1,186
	閲覧	2,721	1,507	1,653	1,182	1,248
印鑑関係	住基カード	1,664	1,656	1,391	1,237	1,175
	印鑑証明	91,820	87,220	82,335	82,337	79,712
	印鑑証明(電子申請)	1	2	0	4	0
その他	印鑑登録証交付	3,087	3,096	3,015	2,967	3,027
	身分	4,086	4,131	3,747	4,005	2,877
	不在	445	551	416	403	446
	大火	400	434	411	401	465
	年金	1,056	1,169	1,227	1,199	1,183
	埋火	7	11	6	11	5
	諸証明	156	155	164	157	199
	外国人	454	527	464	164	-
小計		342,554	332,682	321,569	318,305	325,386
公的年金等	公的年金	178	40	194	252	37
	出稼手帳	202	153	130	95	72
	住基コード	3,036	3,021	2,841	2,424	1,881
	出産育児一時金	60	30	26	21	17
	本籍更正証明	0	0	0	0	0
	労基法57,111条関係	219	332	53	46	33
	石綿被害救済法83条関係	1	0	0	0	1
	戸籍氏名文字変更(電算化)	16	37	1	1	2
	住民票記載修正(電算化)	0	3	0	5	5
合計		346,266	336,298	324,814	321,149	327,434

※ 公用を除く

火葬および埋葬許可件数

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
火葬	死体	3,281	3,491	3,563	3,564	3,587
	死胎	117	110	119	70	79
埋葬	死体	-	-	-	1	-
	死胎	-	-	-	-	-
合計		3,398	3,601	3,682	3,635	3,666

## 《参考》

平成26年3月末現在(件)

## 証明書等取扱件数(平成25年度)

種別	計	内観						戸井支所						恵山支所			榎法華支所			南茅部支所			総計
		本庁			龜田支所	湯川支所	錢龟沢支所		戸井支所			恵山支所			榎法華支所			南茅部支所					
		窓口	郵送	公用			窓口	公用	窓口	郵送	公用	窓口	郵送	公用	窓口	郵送	公用	窓口	郵送	公用			
戸籍全部事項証明	52,292	13,271	6,677	8,415	11,974	5,925	573	5,457	222	11	48	363	13	5	150	6	15	573	19	172	53,889		
戸籍個人事項証明	9,294	2,498	1,335	610	3,172	1,469	155	55	28	1		61	2		33	1		118	4		9,542		
除籍全部事項証明	27,066	5,132	8,275	4,144	2,212	1,374	172	5,757	68	12	47	67	6	13	7	4	5	148	25	113	27,581		
除籍個人事項証明	308	93	77	90	14	13	2	19	2			1	3					3			317		
平成改製原戸籍謄本	23,939	3,876	2,537	7,922	2,302	1,245	189	5,868	60	6	50	149	10	16	34	3	14	199	11	74	24,565		
平成改製原戸籍抄本	266	49	69	88	18	22	3	17				1	2						2			271	
戸籍の記載事項証明	138	73	4	2	39	18	2		2										1			141	
除籍の記載事項証明																							
受理証明	415	230	10		121	53	1		1									2				421	
受理証明(上質紙)	15	8	3		3	1																15	
住民票	152,509	49,498	11,739	6,797	54,890	24,280	1,847	3,458	651	1,665	4	1,013	338	29	490			1,876	947	160	159,682		
住民票(広域交付)	139	71			44	23	1															139	
住民票(電子申請)	3	3																				3	
戸籍の附票	28,129	2,340	2,627	14,854	1,127	466	69	6,646	8	34	11	16	10	4	7	2	17	31	24	155	28,448		
記載事項証明(住)	1,148	453	13		454	202	26		4			10			6							1,186	
閲覧	4,601	1,248		3,353																		4,601	
住基カード	1,165	596			389	178	2		3			3			1							1,175	
印鑑証明	76,464	27,788		250	31,710	15,166	1,550		464		1	822		6	361		1	1,851			30	80,000	
印鑑証明(電子申請)																							
印鑑登録証交付	2,929	1,094			1,184	593	58		14			33			9			42				3,027	
身分証明	2,817	1,032	584	3	817	341	40		5			33			6			17	2			2,880	
不在証明	504	249	110	37	48	35	3	22				1										507	
大火証明	507	97	343	15	19	6		27														507	
年金証明	1,168	488	1		399	267	13		3			12										1,183	
埋火証明	5	4			1																	5	
賭証明	197	51	113	2	26	4	1		1			1			1							201	
外国人登録原票記載事項証明書																							
公の年金証明(無料)	36	13			15	8						1										37	
出稼手帳証明(無料)	39	13	1		7	15	3		1			3			2							72	
住記コード(無料)	1,804	721	1		652	404	26		16			23			13			25				1,881	
出産育児一時金(無料)	15	6			4	4	1					1										17	
本籍更正証明(無料)																							
労基法関係(無料)	33	5	1		20	7																33	
石綿被害救済法関係(無料)	1				1																	1	
戸籍氏名文字変更(電算化)(無料)	2	2																				2	
住民票記載修正(電算化)(無料)	5	2			3																	5	
住居表示証明書(無料)	254	149	10		83	10	2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	254		
合計	388,207	111,153	34,530	46,582	111,748	52,129	4,739	27,326	1,553	1,729	161	2,614	384	73	1,122	16	52	4,938	1,033	706	402,588		
電子証明書	291	163			128																	291	

《参考》

### 各種届出等件数（平成25年度）

種別	計	窓口受付処理分				窓口受付処理分				総計	
		本庁	亀田支所	湯川支所	錢龟沢支所	戸井支所	恵山支所	榎法華支所	南茅部支所		
住民登録関係											
届	転入	7,478	4,026	2,394	1,017	41	20	23	8	57	7,586
	転出	8,073	3,860	2,947	1,191	75	15	24	16	73	8,201
	転居	9,341	3,855	3,711	1,706	69	56	53	33	128	9,611
	世帯変更	3,015	1,649	909	413	44	17	44	11	55	3,142
	届出修正	145	48	72	23	2	2	1	1	2	151
職	戸籍異動	4,096	2,167	1,387	527	15	9	7	2	31	4,145
	出生	1,546	647	633	243	23	6	8	6	36	1,602
	死亡	3,292	3,091	109	83	9	17	46	19	47	3,421
	職権修正	1,169	935	163	65	6	4	2	4	5	1,184
	その他*	241	155	57	28	1	3		2	9	255
小計		38,396	20,433	12,382	5,296	285	149	208	102	443	39,298
印鑑登録関係											
印鑑登録	印鑑登録	10,175	4,156	4,058	1,811	150	33	90	26	160	10,484
	印鑑廃止	4,008	1,504	1,595	825	84	22	44	11	67	4,152
小計		14,183	5,660	5,653	2,636	234	55	134	37	227	14,636
戸籍関係											
戸籍	出生	2,370	1,350	718	275	27	6	9	7	37	2,429
	死亡	4,458	4,212	137	100	9	20	47	20	47	4,592
	婚姻	3,144	2,821	231	91	1	2	2	2	10	3,160
	離婚	913	584	235	89	5	1	2	1	1	918
	転籍	1,631	1,066	386	173	6	1			7	1,639
	その他届出	2,080	1,397	482	194	7	7	6		11	2,104
	不受理申出書 (取り下げ含む)	81	54	20	7						81
小計		14,677	11,484	2,209	929	55	37	66	30	113	14,923
住居表示関係											
建築物等新築届	建築物等新築届	746	746	-	-	-	-	-	-	-	746
その他受付											
転入学指定書	転入学指定書	260	152	80	27	1	-	-	-	-	260
	母子健康手帳	1,111	342	543	221	5	-	-	-	-	1,111
合計		69,373	38,817	20,867	9,109	580	241	408	169	783	70,974

\* その他（職権記載、職権消除、職権回復、転出取消、失踪宣言、帰化、国籍取得、国籍喪失）

※ 住民記録関係と印鑑登録関係については、窓口での受付件数

※ 戸籍関係については、他市町村から送付された件数も含む

## 2 電話予約による住民票の写し等の交付

平成5年6月から完全週休2日制の実施に伴う市民サービスとして、開始しました。

開始当初は、土曜日のみの交付でしたが、現在では交付日を拡大、交付時間も延長して、市民ニーズに応じたサービスを進めています。

### 電話予約による住民票の写し等交付概要

予約できる証明書 (申請できる方)	予約の受付 時間・場所	証明書の交付 時間・場所
住民票の写し 本人分または同一世帯員分 (本人および同一世帯員)	受付時間 ○平日（月～金） 当日の 8:45～16:00 ○土・日・祝日・年末年始休暇 閉庁日前日の 8:45～16:00	交付時間 ○平日（月～金） 当日の 17:30～21:00 ○土・日・祝日・年末年始休暇 閉庁日の 8:45～21:00
印鑑登録証明書 本人分 (本人およびその代理人)	受付場所 市民部戸籍住民課 21-3168	交付場所 市役所本庁舎宿日直室

### 電話予約による住民票の写し等の発行件数

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
住民票の写し	202	267	312	366	392
印鑑登録証明書	113	94	155	201	197
合計	315	361	467	567	589

### 3 住民基本台帳ネットワークシステム

住民基本台帳法の一部改正により、平成14年8月5日から各市区町村の住民基本台帳のネットワーク化が図られました。

〈住民基本台帳ネットワークによるサービス〉

平成14年8月から	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 国の行政機関等へ申請・届出を行う際、住民票の写しの添付の省略が可能になりました。 (法律で定められた事務に限定されます。)</li></ul>
平成15年8月から	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 希望者に住民基本台帳カード（高いセキュリティ機能を持つICカード）が発行され、電子証明書の保存用カードとして利用できます。また、写真付を希望した場合は公的な証明書として利用できます。</li><li>○ 住民票の写しの交付が全国どこからでも受けられます。 (本人と同一世帯員分に限定されます。)</li><li>○ 事前に転出届を郵送すると、転入手続の際、転出証明書が不要になります。 (住民基本台帳カードが必要です。)</li></ul>
平成24年7月から	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 住民基本台帳カードをお持ちの方が転出した場合、これまでカードを返納することとされておりましたが、転入先において引き続きご使用になることが可能となりました。</li></ul>

### 4 公的個人認証サービス

国や地方公共団体における行政手続の一部が、インターネットを利用して行えるようになり、平成16年1月29日から、インターネットを利用した申請・届出を行う際、他人によるなりすましや改ざんを防止するための電子証明書を交付する公的個人認証サービスを行っています。

## § 9 住居表示整備事業

# 1 住居表示整備事業の概要

## (1) 住居表示整備事業

昭和37年「住居表示に関する法律」が制定され、本市においても同法に基づいて、昭和38年9月に住居表示整備事業計画を策定し、昭和39年「函館市住居表示審議会条例」を定めるとともに「函館市住居表示整備実施基準」を定め整備事業に着手しました。

### ① 第1次住居表示整備事業（昭和40年度～昭和44年度）

西部・東部・北部・湯川各地区の71町を実施

昭和40年を初年次に昭和44年まで西部地区20町、東部地区23町、北部地区20町、湯川地区8町の合わせて71町を実施し、第1次の住居表示整備事業を終了しました。

### ② 第2次住居表示整備事業（昭和51年度～昭和61年度）

亀田・湯川各地区の39町を実施

昭和48年の亀田市との合併、さらには湯川地区においても住居表示が必要となったため、昭和50年、第2次の住居表示整備事業に着手し、昭和61年までに亀田地区32町、湯川地区2町と5町の一部について実施、これにより整備事業は当初の区域をほぼ達成したため、事業に一応の終止符を打ちました。

### ③ 第3次住居表示整備事業（平成8年度～平成13年度）

亀田地区の10町を実施

本市における市街地の伸びは、東部地区や北部地区へと発展し、都市化が続く一方、大規模住宅団地の造成などが顕著となり、新たな住居表示の整備が必要となっていました。

このため、平成7年度に陣川地区、亀田中野地区、桔梗地区を順次実施する内容の第3次の住居表示整備事業方針をまとめ、平成8年度に陣川地区、平成10年度に亀田中野地区、平成14年2月12日に桔梗地区を実施しました。

## (2) 旧町名保存継承記念碑設置事業

平成3年度から平成8年度までには、住居表示の実施により整理、統合され廃町となった28町について、そこに住む住民にとりまして代々引き継がれ、深い愛着がある旧町名を、その歴史的由来とともに末永く後世に伝承するため、旧町名保存継承記念碑を各町会の敷地の中の一角に設置する事業も行ってきました。

## (3) 街区および住居表示板整備事業

現在は、住居表示整備事業を開始してから40年以上経過しており、地域によっては、街区表示板、住居表示板の汚損・破損・脱落などが目立ってきたため、平成4年度に「街区および住居表示板整備事業計画」を策定し、平成5年度から今日まで順次表示板の張替を行うなど、住居表示整備事業の目的が達成されるよう、適切な維持管理に努めています。

## 住居表示実施状況

実施地区 (実施年月日)	町 数		面 積	実施当時の世帯数	実施当時の人口
	旧町	新町			
西部地区 S40. 7. 1	43町	20町	m <sup>2</sup> 5,722,764	世帯 19,349	人 64,149
東部地区 S43. 5. 1 S55. 2. 1	22町	23町	8,093,882	25,577	84,553
北部地区 S43. 10. 1	18町	20町	6,385,719	17,312	60,471
湯川地区 S44. 9. 1 S51. 8. 1 S53. 10. 1 S55. 2. 1 S60. 10. 1 S61. 10. 1 S63. 3. 1	9町と 5町の一部	10町と 5町の一部	6,089,098	11,524	37,902
亀田地区 S51. 10. 1 S52. 11. 1 S53. 11. 10 S55. 10. 1 S56. 10. 1 S57. 10. 1 S58. 10. 1 S59. 10. 1 H9. 2. 1 H10. 7. 1 H14. 2. 12	7町と 8町の一部	42町	15,159,174	35,347	107,130
合 計	99町と 13町の一部	115町と 5町の一部	41,450,637	109,109	354,205

## 住居表示証明交付件数

(平成 26 年 3 月 31 日)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
西部地区	19 件	16 件	11 件	9 件	13 件
東部地区	19 件	25 件	25 件	19 件	23 件
北部地区	21 件	20 件	13 件	12 件	10 件
湯川地区	18 件	21 件	28 件	20 件	25 件
亀田地区	205 件	219 件	166 件	178 件	183 件
合 計	282 件	301 件	243 件	238 件	254 件

## 建築物等新築届の受付件数

(平成 26 年 3 月 31 日)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
西部地区	37 件	40 件	39 件	47 件	43 件
東部地区	107 件	104 件	116 件	98 件	145 件
北部地区	91 件	76 件	83 件	78 件	83 件
湯川地区	85 件	82 件	73 件	81 件	111 件
亀田地区	269 件	295 件	298 件	314 件	364 件
合 計	589 件	597 件	609 件	618 件	746 件

## 2 函館市住居表示審議会

函館市住居表示審議会条例（昭和 39 年 6 月 30 日条例第 12 号）第 2 条の規定により設置されており、住居表示に関する法律に基づく住居表示整備事業の円滑な施行のため、市長の諮問機関として事業に関し必要な調査と審議を行い、その結果を答申しています。

### ア 所掌事項

- (1) 町の区域および名称の変更に関すること。
- (2) 町の区域の新設および廃止に関すること。
- (3) 住居表示に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めたこと。

### イ 組織および委員等

- (1) 審議会は、委員 15 人以内をもつて組織する。
- (2) 委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員および当該諮問事項に關係する区域の市民のうちから市長が委嘱する。
- (3) 委員は、当該諮問に係る調査審議が終了したときは、委員を解嘱されたものとする。

※ 平成 20 年 9 月から非常設化し、事業実施の度に設置することとしています。

## § 10 交通安全対策事業

# 1 交通安全対策事業の概要

「くるま社会」の発展に伴い、本市の道路交通を取り巻く環境は、高齢者人口が増加するなかで、依然として厳しい状況が続くものと予想されます。

このような中、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、関係機関・団体等において各般の施策を講じてきた結果、交通安全意識が市民生活に浸透してきたことなどにより、近年は、平成25年の死者3名増を除き、交通事故の発生件数および傷者数とも前年を下回る状況が続いています。

交通事故の原因としては、①高齢者の道路横断中の事故②スピードの出し過ぎ、居眠り運転による事故③自転車利用者が巻き込まれる事故等があげられますが、大きな社会問題に発展した飲酒運転による事故は、法改正による飲酒運転の厳罰化に加え、関係機関・団体の大々的な啓発運動の展開により、市民の飲酒運転根絶に対する意識が高まり、減少傾向となっています。

交通事故の防止は、行政機関および関係団体等は勿論のこと、市民一人ひとりが取り組まなければならない課題です。

市としては、人命尊重が何物にも優先するとの認識のもとに、交通安全施設の整備を進める一方、昭和63年4月に「交通指導員制度」を設置して、幼児から高齢者まで、それぞれの年齢に応じた交通安全教育を推進し、市民の交通安全に対する意識の高揚を図っています。

また、交通安全に関する関係機関・団体等と連携し、各種交通安全運動を展開する等、交通安全思想の普及啓発に努めています。

## (1) 交通安全運動の推進

各期の交通安全運動期間（全道一斉・年間40日間）を中心に、警察、関係民間団体等と密接な連携のもと、交通事故を抑止するため、街頭啓発をはじめ、さまざまな形で交通安全運動を推進しています。

- ア 街頭啓発、旗の波作戦の実施による啓発活動
- イ ラジオ、テレビ、ホームページ、広報車、「市政はこだて」による呼びかけ
- ウ 小学校、幼稚園、保育園、町会、老人クラブ等における交通安全教室
- エ 中学生・高校生を対象とした自転車の交通ルールとマナーの啓発
- オ 高齢者に対する啓発の実施

## (2) 交通指導員制度

各年齢層に応じた生涯にわたる交通安全教育の実践指導を行うことを目的として設置されました。

ア 設置年月日	昭和63年4月1日
イ 指導員数	10名
ウ 業務内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・交通安全実践活動の指導</li><li>・歩行者、自転車利用者等の安全な通行の指導</li><li>・家庭、学校、職場等への交通安全思想の普及・啓発</li><li>・各種交通安全運動の推進</li></ul>
エ 活動状況	平成25年度交通安全教室開催実績 開催 673回 対象者 37,679人

## (3) 幼児交通安全クラブ

幼児を交通事故から守るために、保育所、幼稚園等の幼児とその母親で構成する幼児交通安全クラブ（愛称「こぐまクラブ」）を設置し、母と子の交通安全教室を開催して幼児交通安全教育の推進を図っています。

ア 結成クラブ数	保育園 46	幼稚園 16	計 62クラブ
イ 会員数	幼児 3,475人	母親 3,205人	計 6,680人
(平成26年7月31日現在)			

## (4) スクールゾーン・幼児ゾーンの設定

通学（園）時の交通事故を防止するため、小学校等の周辺にスクールゾーンを、また児童公園等の周辺には幼児ゾーンを設定して、それぞれ標識の設置を行っています。

ア スクールゾーン	92箇所	標識 319本設置
イ 幼児ゾーン	100箇所	標識 146本設置
(平成26年7月31日現在)		

## (5) 梁川公園内交通公園

幼児・小・中学生を対象に、交通知識や道徳を体得させることを目的として、昭和44年5月18日から開園しています。

ア 所 在 地	函館市梁川町24番2号		
イ 敷地面積	7,752m <sup>2</sup>		
ウ 施設内容	ゴーカートコース 延長 500 m 幅 4 m 自転車コース 延長 330 m 幅 1.5~2.5 m 信号機 4基、各種標識 60本		
エ 遊 具	動力式ゴーカート(1人乗) 16台 動力式ゴーカート(2人乗) 10台 足踏式ゴーカート 8台 自転車 31台		
オ 運 営	函館中央交通安全協会(指定管理者制度)		
カ 開園期間	毎年4月1日から10月31日まで		
キ 開園時間	午前9時から午後5時まで		
ク 休園日	毎週月曜日 (その日が国民の祝日にあたるときはその次の平日) 春休み、夏休み期間は無休		
ケ 使用料	動力式ゴーカート 1台1周につき60円 入園料、その他の遊具は無料		

(平成26年7月31日現在)

梁川交通公園利用状況

年度	入園者数 (人)	動力式ゴーカート利用状況					
		団体		個人		合計	
		利用台数	使用料(円)	利用台数	使用料(円)	利用台数	使用料(円)
21	20,053	1,386	83,160	54,235	3,254,100	55,621	3,337,260
22	22,275	1,127	67,620	55,670	3,340,200	56,797	3,407,820
23	26,370	1,481	88,860	53,073	3,184,380	54,554	3,273,240
24	27,473	1,525	91,500	54,711	3,282,660	56,236	3,374,160
25	31,650	1,284	77,040	60,566	3,633,960	61,850	3,711,000

## (6) 市内交通事故の状況

### 市内交通事故の状況

年	発生件数		死者数		傷者数	
	件数	指數	件数	指數	件数	指數
21	1,254	100.0	7	100.0	1,498	100.0
22	1,211	96.5	6	85.7	1,447	96.5
23	1,082	86.2	5	71.4	1,342	89.5
24	1,021	81.4	1	14.2	1,245	83.1
25	867	69.1	4	57.1	1,065	71.0

※ 指数は、平成21年を100としています。

### 交通事故類型別発生状況

年	車両対人		車両対自転車		車両相互		車両単独		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
21	154	12.3	246	19.6	826	65.9	28	2.2	1,254	100.0
22	152	12.6	230	19.0	803	66.3	26	2.1	1,211	100.0
23	144	13.3	193	17.8	718	66.4	27	2.5	1,082	100.0
24	130	12.7	183	17.9	694	68.0	14	1.4	1,021	100.0
25	107	12.4	151	17.4	595	68.6	14	1.6	867	100.0

### 年齢階層別死者数

(単位：人)

年	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	計
21						3	4	7
22				2		1	3	6
23				1		1	3	5
24							1	1
25			1			2	1	4

## 2 函館市交通安全対策会議

函館市交通安全対策会議条例（昭和46年3月22日条例第40号）第1条の規定により設置され、函館市の陸上交通の安全に関する諸問題を審議します。

### (1) 所掌事務

- ・ 函館市交通安全計画を作成し、およびその実施を推進すること。
- ・ 函館市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、およびその施策の実施を推進すること。

### (2) 会長及び委員

- ・ 会長は、市長をもって充てる。
- ・ 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

ア 国の関係地方行政機関の職員

イ 北海道の部内の職員

ウ 北海道警察の警察官

エ 部局内の職員

オ 教育長

カ 消防長

- ・ 委員の定数は、25人以内とする。

### (3) 会長及び委員名簿

(平成26年7月31日現在)

区分	職名	氏名
会長	函館市長	工藤壽樹
国 の 関 係 行 政 機 関 の 職 員	北海道開発局函館開発建設部次長	山越明博
	北海道運輸局函館運輸支局長	勝木正裕
	函館地方気象台次長	佐藤十一
	北海道労働局函館労働基準監督署長	田中秀樹
北 海 道 の 部 内 の 職 員	北海道渡島総合振興局保健環境部 環 境 福祉長	鎌田慶一
	北海道渡島総合振興局函館建設 管 理 部 用 地 管 理 室 長	早川隆則
北 海 道 警 察 の 警 察 官	北海道警察函館方面本部交通課長	吉泉丞
	北海道函館方面函館中央警察署長	堀内巖
	北海道函館方面函館西警察署長	砂原広志
市局内の職員	函館市副市長	中林重雄
	函館市企事業局長	秋田孝
	函館市病院局長	吉川修身
	函館市企画部長	谷口諭
	函館市総務部長	川越英雄
	函館市民部長	堀田三千代
	函館市保健福祉部長	種田貴司
	函館市環境部長	高橋良弘
	市立函館保健所長	山田隆良
	函館市経済部長	入江洋之
	函館市観光部長	布谷朗
	函館市土木部長	杉本勉
	函館市都市建設部長	平井等
	函館市港湾空港部長	國安秀範
教 育 長	函館市教育長	山本真也
消 防 長	函館市消防長	神林善彦

### 3 函館市違法駐車等防止条例の制定

近年、交通環境を取り巻く情勢は、厳しい状況となっています。

このような中で、違法駐車等が正常な交通の妨げとなるほか交通事故の要因になっています。当市においても、救急・消防活動や清掃業務・除雪業務などのほか公共輸送機関であるバスの定時・定速性の確保についても違法駐車による影響が出ています。

このため、ドライバーの交通安全に対する意識の高揚を図り、違法駐車等を防止することにより良好な交通環境を確保し、もって市民の安全で快適な生活環境の保持および向上に資することを目的として、平成9年3月27日に「函館市違法駐車等防止条例」を制定し、同年6月1日から施行されました。

#### 【条例の主な内容】

##### (1) 条例の目的

市民の日常生活に重大な支障を及ぼす恐れのある違法駐車等を防止し、市・市民・事業者が協力しあい、良好な交通環境を確保し、快適で安全な生活環境を保持することを目的とします。

##### (2) 責務

違法駐車等の防止は、行政のみでは困難なため、各方面の皆さんにそれぞれの立場で協力していただくことになります。

ア 市は、市民、事業者、その他の関係者の協力を求めるため、啓発に関する施策などを実施します。

イ 市民は、違法駐車等の防止に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければなりません。

ウ 事業者は、事業用駐車場の確保を図り、来客・社員の駐車場利用を促進するとともに、市が実施する施策に協力しなければなりません。

##### (3) 重点地域

違法駐車等が著しく多く、日常生活または一般交通に支障が生じている地域として本町・五稜郭地区の別図の地域を、平成9年7月1日に「重点地域」として指定しました。

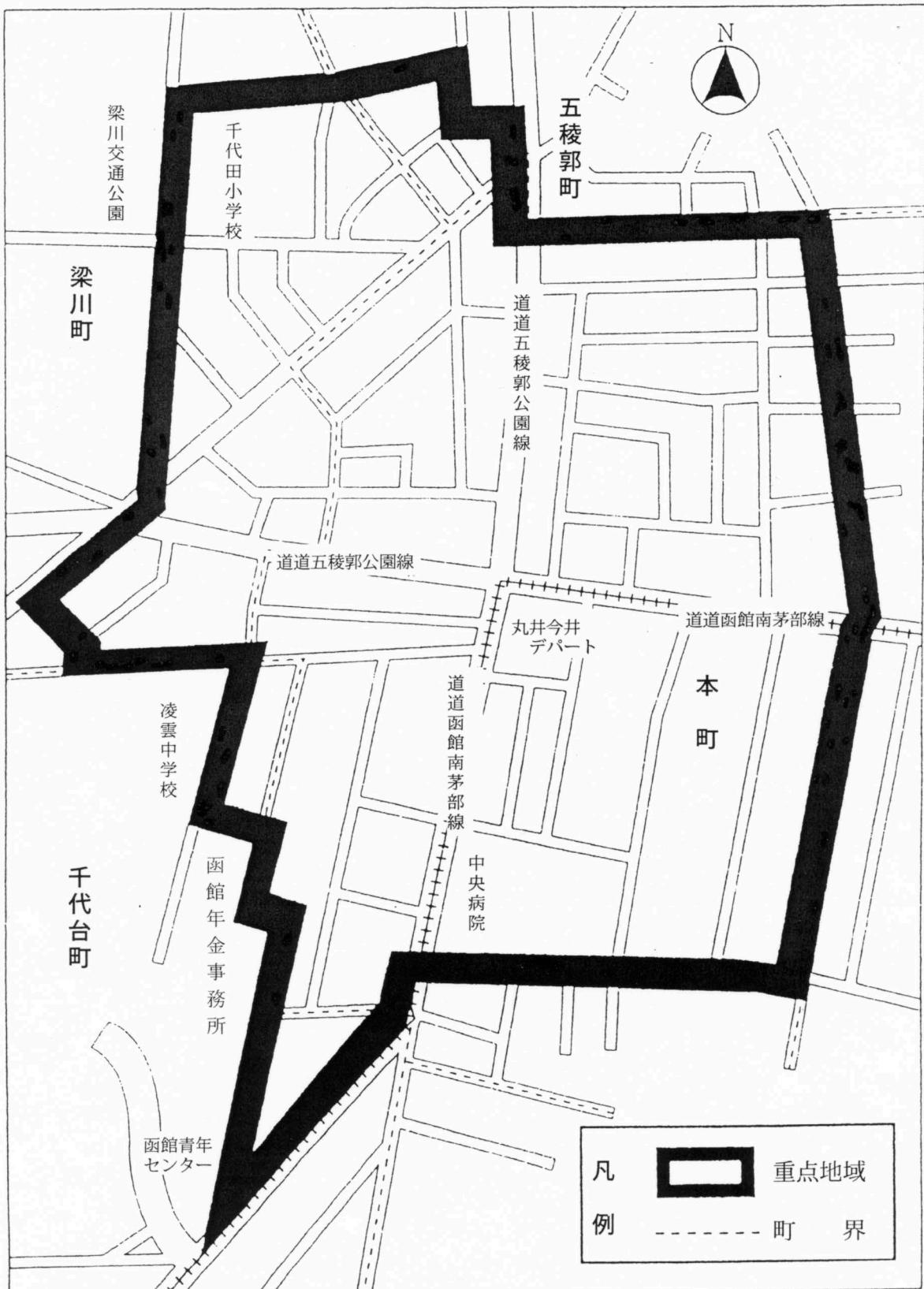
##### (4) 指導・啓発

重点地域では、当該地域を所轄する警察署や関係機関・団体と協力しながら違法駐車等をしないよう啓発活動をします。また、重点地域であることを示す看板の設置や周辺駐車場への移動を促すための広報・啓発活動を実施します。

##### (5) 関係機関への協力要請

重点地域内では、関係機関に対して違法駐車等を防止するための施設の設置や必要な措置を要請します。

## 違法駐車等防止重点地域



## 4 函館市交通安全条例の制定

交通安全は、市民一人ひとりが取り組まなければならない重要な課題であり、悲惨な交通事故を防止するためには、市民が交通安全に対する理解と関心を深めていかなければなりません。

すべての市民が協力し、交通安全に対する意識を高め、これを実践することにより、交通事故のない安全な市民生活を実現するため、平成16年3月に交通安全条例を制定し、6月1日から施行しました。

### 【基本理念】

- ・ 函館市の地域特性を踏まえ、道路の交通環境の整備を図るなど、交通安全に配慮したまちづくりを推進すること。
- ・ 人命の尊重を基本として、市民一人ひとりが法令を守り、交通安全に関する理解を深めること。
- ・ 市民一人ひとりが自主的かつ積極的に交通安全に取り組むこと。

### 【条例の主な内容】

#### (1) 市の責務

市は交通安全に関する基本的・総合的な施策を策定し、実施するとともに施策推進のため、国・北海道その他の関係機関・交通安全関係団体との密接な連携を図ります。

#### (2) 車両の運転者の責務

車両を運転する者は、交通に関する法令を遵守するとともに、高齢者、障がい者、児童および幼児に対しては特に注意を払い、歩行者に危害を及ぼさないようにする等安全な運転に努めなければなりません。

自転車を運転する者は、二人乗り、並走、自転車駐車場以外の場所への自転車の放置等により、歩行者や他の車両の通行の妨げにならないよう努めるとともに、夜間ににおいては、車体の側面にも反射器材を取り付けること等により、自ら安全の確保に努めなければなりません。

#### (3) 歩行者の責務

歩行者は、道路を通行する際に、交通に関する法令を守り、夜間は夜光反射材を使用するなど、自ら安全の確保に努めなければなりません。

#### (4) 交通安全教育の推進

市は、市民の交通安全に関する知識の普及および意識の高揚を図るため、交通安全教育を推進するとともに、その他必要な措置を講ずるよう努めます。

#### (5) 交通死亡事故多発警報等

市は、市の区域内において交通死亡事故が多発している場合等においては、交通事故多発警報を発し、警察署、関係機関、および関係団体と連携して、市民および事業者に注意を喚起するよう努めます。

## (6) 暴走行為防止対策の実施等

市は、北海道暴走族の根絶等に関する条例に規定する暴走行為を防止するため、警察署等と連携し、その対策に努めます。

市民は、暴走行為を発見したときは、速やかに警察署に通報するよう努めなければなりません。

## (7) 救急および救命体制の整備充実

市は、救急病院等と連携し、交通事故による負傷者に対する救急体制の整備および充実に努めます。

## § 11 湯川支所

# 1 概 况

## ア 沿 革

明治35年 4月 1日 町村制実施 湯川村  
昭和11年 6月 1日 町制を施行 湯川町  
昭和14年 4月 1日 函館市と合併 函館市

## イ 庁舎の概要

所 在 地	函館市湯川町2丁目40番13号
敷地総面積	2, 606. 45 m <sup>2</sup> [ 専有面積 1, 327. 32 m <sup>2</sup> 共有面積 1, 279. 13 m <sup>2</sup> ]
規 模	鉄筋コンクリート造 地下1階地上6階建 共同住宅併設(3~6階) 庁舎本体建築延床面積 1, 337. 05 m <sup>2</sup> 1階 864. 10 m <sup>2</sup> 2階 399. 91 m <sup>2</sup> 地階 73. 04 m <sup>2</sup> 付属建物(公用車庫) 46. 75 m <sup>2</sup>
取 得 費	391, 946, 470円 (北海道住宅供給公社より購入)
竣工年月日	着 手 昭和57年 3月30日 完 成 昭和57年10月30日 開 庁 昭和57年11月15日

## 2 窓口業務受付状況

(単位 : 件)

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
管理担当	公金(出納)取扱	10,143	10,424	8,935	8,584	8,651	
	税証明発行等	7,625	8,345	7,399	7,148	7,549	
	軽自動車各種届出等	715	711	592	610	668	
	計①	18,483	19,480	16,926	16,342	16,868	
民生担当	国民健康保険	8,116	8,316	8,221	8,605	8,042	
	国民年金	3,834	4,253	4,075	4,366	4,124	
	医療助成	4,208	4,002	4,671	5,013	5,428	
	計②	16,158	16,571	16,967	17,984	17,594	
戸籍住民担当	届出関係	戸籍 住民基本台帳 印鑑登録 埋火葬許可 母子健康手帳 小計	941 5,938 2,759 120 265 10,023	1,009 5,639 2,611 124 276 9,659	965 5,503 2,697 99 259 9,523	901 5,289 2,643 118 215 9,166	929 5,296 2,636 104 221 9,186
	証明書発行関係	戸籍 住民基本台帳 印鑑登録 その他諸証明 公的年金等 住居表示証明 小計	10,637 22,918 18,052 830 63 13 52,513	10,486 23,203 16,708 921 27 14 51,359	10,465 22,147 15,848 858 72 13 49,403	10,048 22,261 15,589 791 80 8 48,777	10,120 25,149 15,759 653 27 10 51,718
	計③	62,536	61,018	58,926	57,943	60,904	
合計①+②+③		97,177	97,069	92,819	92,269	95,366	

## (1) 管理担当

公金（出納）取扱・税証明発行等受付状況

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
歳入金収納	9,328件	9,770件	8,449件	8,248件	8,408件
	24,979,213円	21,016,778円	18,415,441円	17,439,162円	14,203,923円
公金支払	815件	654件	486件	336件	243件
	11,872,069円	8,356,540円	6,665,233円	5,927,175円	4,735,898円
計 ①	10,143件	10,424件	8,935件	8,584件	8,651件
税証明発行等	所得関係	6,462件	6,814件	6,194件	5,922件
	不動産関係	495件	577件	338件	400件
	その他	398件	704件	597件	532件
	軽自動車税証明	262件	249件	268件	292件
	閲覧	8件	1件	2件	2件
	計 ②	7,625件	8,345件	7,399件	7,148件
軽自動車各種届出	276件	272件	229件	275件	270件
自動車臨時運行許可証発行	104件	131件	105件	114件	118件
交通災害共済見舞金請求受付	—	—	—	—	—
出稼労働者手帳交付	24件	13件	19件	16件	15件
町会交付金補助申請等受付	53件	88件	67件	81件	77件
街路灯補助金申請等受付	74件	83件	87件	58件	131件
市民相談受付	67件	30件	1件	0件	0件
児童・生徒転入学学校指定受付	52件	29件	40件	19件	27件
し尿処理手数料除外認定申請受付	65件	65件	44件	47件	30件
計 ③	715件	711件	592件	610件	668件
合計① + ② + ③	18,483件	19,480件	16,926件	16,342件	16,868件

## 市税に関する証明書発行等内訳

(単位：件)

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
所得関係	所得金額のみ	2,027	1,658	780	813	219
	所得・控除内訳	724	401	305	293	109
	所得・控除・課税	3,711	4,755	5,109	4,816	5,919
計①	6,462	6,814	6,194	5,922	6,247	
不動産関係	通 知	0	0	0	0	0
	評 働	374	391	231	285	399
	公 課	115	158	105	96	122
	登 錄	6	28	2	19	26
	法 閱 覧	0	0	0	0	0
	計②	495	577	338	400	547
その他	課 税	103	241	311	100	116
	納 税	241	402	236	360	240
	営 業	54	61	50	72	100
	計③	398	704	597	532	456
軽自動車納税証明④	262	249	268	292	298	
閲 覧 ⑤	8	1	2	2	1	
合 計 ①+②+③+④+⑤	7,625	8,345	7,399	7,148	7,549	

## 軽自動車(原動機付自転車・小型特殊自動車)各種届出

(単位：件)

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
取 得 ・ 名 義 変 更		172	161	113	154	162
廃 車 等		104	111	116	121	108
合 計		276	272	229	275	270

## (2) 民 生 担 当

国民健康保険・国民年金・医療助成に関する各種届出受付

(単位：件)

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
国民健康保険	取 得	1,041	1,148	1,042	1,075	1,026
	喪 失	733	679	700	777	807
	異 動	930	964	959	954	991
	そ の 他	2,792	2,901	2,933	2,959	2,394
	給 付	2,620	2,624	2,587	2,840	2,824
	計 ①	8,116	8,316	8,221	8,605	8,042
国民年金	取 得	820	809	848	795	894
	喪 失	8	18	7	5	10
	変 更	259	173	182	183	175
	裁 定 請 求 等	32	96	65	67	87
	そ の 他	2,710	3,156	2,973	3,316	2,957
	老 齢 福 祉	5	1	0	0	1
	計 ②	3,834	4,253	4,075	4,366	4,124
医療助成	老 健 法	0	0	0	0	0
	後 期 高 齢	1,994	1,843	2,579	2,746	3,123
	老 人	6	0	0	0	0
	子 ど も	1,080	1,098	977	1,077	1,135
	重 度	436	430	405	419	430
	ひ と り 親	692	631	710	771	740
	計 ③	4,208	4,002	4,671	5,013	5,428
合計①+②+③		16,158	16,571	16,967	17,984	17,594

### (3) 戸籍住民担当

戸籍・住民基本台帳・印鑑登録等に関する届出受付 (単位：件)

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
戸籍	出生	283	294	310	250	275
	死亡	122	123	98	117	100
	婚姻	94	83	95	92	91
	離婚	98	109	99	85	89
	転籍	146	169	156	162	173
	その他の届	191	224	199	186	194
	不受理申出等	7	7	8	9	7
	計 ①	941	1,009	965	901	929
住民基本台帳	転入	1,199	1,021	1,008	967	1,017
	転出	1,441	1,280	1,356	1,291	1,191
	転居	1,778	1,752	1,660	1,638	1,706
	世帯主変更等	469	461	415	436	413
	その他	1,051	1,125	1,064	957	969
	計 ②	5,938	5,639	5,503	5,289	5,296
印鑑登録	新規登録	1,935	1,825	1,848	1,835	1,811
	廃止・消失	824	786	849	808	825
	計 ③	2,759	2,611	2,697	2,643	2,636
埋火葬許可	死体	118	120	98	116	100
	死胎	2	4	1	2	4
	計 ④	120	124	99	118	104
母子健康手帳交付⑤		265	276	259	215	221
合計①+②+③+④+⑤		10,023	9,659	9,523	9,166	9,186

## 戸籍・住民基本台帳・印鑑登録等に関する証明発行

(単位：件)

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
戸籍	戸籍謄本	6,060	6,190	6,125	5,955	5,925
	戸籍抄本	1,793	1,617	1,683	1,518	1,469
	除籍謄本	2,593	2,572	2,535	2,466	2,619
	除籍抄本	76	31	52	23	35
	記載事項証明	55	36	27	46	18
	受理証明	60	40	43	40	54
	計①	10,637	10,486	10,465	10,048	10,120
住民基本台帳	住民票	21,864	22,239	21,240	21,486	24,280
	住民票(広域交付)	20	17	16	25	23
	戸籍の附票	525	466	425	402	466
	記載事項証明	262	246	250	186	202
	住基カード	247	235	216	162	178
	計②	22,918	23,203	22,147	22,261	25,149
印鑑登録	印鑑証明	17,472	16,139	15,252	15,014	15,166
	印鑑登録証再交付	580	569	596	575	593
	計③	18,052	16,708	15,848	15,589	15,759
その他諸証明	身分証明	556	548	487	453	341
	不在	26	31	29	50	35
	年金	217	256	277	278	267
	外国人	29	72	59	7	0
	その他	2	14	6	3	10
	計④	830	921	858	791	653
公的年金等(無料)	公的年金	32	10	44	60	8
	出稼手帳	24	12	19	17	15
	出産育児一時金	7	5	9	3	4
	計⑤	63	27	72	80	27
住居表示証明⑥		13	14	13	8	10
合計①+②+③+④+⑤+⑥		52,513	51,359	49,403	48,777	51,718

(注) 除籍謄(抄)本は、平成19年3月3日より戸籍事務電算処理システムの導入に伴い、平成改製原戸籍を含む

## § 12 錢亀沢支所

## 1 概 况

### (1) 沿革

明治35年 4月 1日 町村制実施 せにかめざわむら  
錢 亀 澤 村

昭和41年12月 1日 函館市と合併 函 館 市

### (2) 庁舎の概要

所 在 地	函館市錢亀町124番地
敷地総面積	1, 515. 98 m <sup>2</sup>
規 模	鉄筋コンクリート造トタン葺2階建 庁舎本体建築延べ面積 470. 30 m <sup>2</sup> 1階 235. 15 m <sup>2</sup> 2階 235. 15 m <sup>2</sup>
建 築 費	18, 471, 000円
竣工年月日	昭和42年12月25日

## 2 窓口業務受付状況

(単位：件)

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
管理担当	公金（出納）取扱	13,786	11,879	10,487	10,146	9,891
	税証明発行等	755	851	878	682	755
	軽自動車各種届出等	216	212	227	184	193
	計 ①	14,757	12,942	11,592	11,012	10,839
住民担当	国民健康保険	618	1,059	1,443	1,590	1,258
	国民年金	324	460	475	476	389
	医療助成	422	778	1,049	1,304	1,204
	介護保険	263	350	392	453	494
	計 ②	1,627	2,647	3,359	3,823	3,345
	届出関係	戸籍	41	56	64	61
		住民基本台帳	296	290	252	276
		印鑑登録	236	246	185	200
		埋火葬許可	10	11	9	12
		母子健康手帳	17	15	16	10
証明書発行関係	小計	600	618	526	559	588
	戸籍	15,450	17,960	18,837	17,485	18,270
	住民基本台帳	15,044	18,126	14,829	15,124	12,049
	印鑑登録	1,798	1,776	1,601	1,641	1,608
	その他諸証明	80	114	114	98	106
	公的年金等	13	49	36	30	4
	住居表示証明	0	0	0	2	2
小計		32,385	38,025	35,417	34,380	32,039
福祉関係		1,769	1,807	724	847	740
計 ③		34,754	40,450	36,667	35,786	33,367
合計 ①+②+③		51,138	56,039	51,618	50,621	47,551

## (1) 管理担当

公金（出納）取扱・税証明発行等受付状況

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
歳入金収納	13,611 件	11,741 件	10,366 件	10,051 件	9,820 件
	97,086,974 円	71,381,775 円	56,087,538 円	54,814,335 円	54,745,275 円
公金支払	175 件	138 件	121 件	95 件	71 件
	3,857,847 円	3,102,311 円	3,592,246 円	2,859,791 円	1,802,496 円
計 ①	13,786 件	11,879 件	10,487 件	10,146 件	9,891 件
税証明発行等	所得関係	536 件	679 件	623 件	557 件
	不動産関係	46 件	48 件	125 件	41 件
	その他	133 件	93 件	87 件	51 件
	軽自動車納税証明	40 件	31 件	43 件	33 件
	閲覧	0 件	0 件	0 件	0 件
	計 ②	755 件	851 件	878 件	682 件
軽自動車各種届出	9 件	17 件	12 件	8 件	11 件
自動車臨時運行許可証発行	21 件	32 件	30 件	46 件	32 件
交通災害共済見舞金請求受付	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
出稼労働者手帳交付	7 件	8 件	1 件	2 件	3 件
町会交付金補助申請等受付	23 件	22 件	22 件	24 件	33 件
街路灯補助金申請等受付	62 件	61 件	62 件	61 件	75 件
市民相談受付	17 件	22 件	60 件	14 件	18 件
児童・生徒転入学学校指定受付	3 件	6 件	1 件	3 件	1 件
し尿処理手数料除外認定申請受付	74 件	44 件	39 件	26 件	20 件
計 ③	216 件	212 件	227 件	184 件	193 件
合計 ① + ② + ③	14,757 件	12,942 件	11,592 件	11,012 件	10,839 件

## 市税に関する証明書発行等内訳

(単位：件)

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
所得 関 係	所得金額のみ	186	219	218	130	6
	所得・控除内訳	28	20	11	33	1
	所得・控除・課税	322	440	394	394	576
	計 ①	536	679	623	557	583
不 動 産 関 係	通 知	0	0	0	0	0
	評 價	36	46	111	34	91
	公 課	10	2	6	7	4
	登 錄	0	0	8	0	0
	法 閱 覧	0	0	0	0	0
	計 ②	46	48	125	41	95
その 他	課 税	45	35	45	8	9
	納 税	81	52	33	40	22
	當 業	7	6	9	3	9
	計 ③	133	93	87	51	40
軽自動車納税証明 ④		40	31	43	33	37
閲 覧 ⑤		0	0	0	0	0
合 計 ①+②+③+④+⑤		755	851	878	682	755

## 軽自動車（原動機付自転車・小型特殊自動車）各種届出

(単位：件)

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
取 得 ・ 名 義 変 更		5	9	5	4	6
廢 車 等		4	8	7	4	5
合 計		9	17	12	8	11

## (2) 住民担当

① 国民健康保険・国民年金・医療助成・介護保険に関する各種届出受付 (単位:件)

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
国民健康保険	取得得	117	121	126	117	106
	喪失	106	82	79	96	94
	異動	55	46	36	60	40
	その他	139	592	929	1,022	755
	給付	201	218	273	295	263
	計 ①	618	1,059	1,443	1,590	1,258
国民年金	取得得	60	59	49	56	35
	喪失	0	3	2	2	2
	変更	28	37	32	30	18
	裁定請求等	35	44	51	68	57
	その他	201	317	341	320	277
	老齢福祉	0	0	0	0	0
	計 ②	324	460	475	476	389
医療助成	老健法	4	0	0	0	0
	老人	0	0	0	0	0
	後期高齢	293	550	719	885	818
	子ども	69	100	113	154	173
	重度	37	66	119	159	156
	ひとり親	19	62	98	106	57
	計 ③	422	778	1,049	1,304	1,204
介護保険	資格管理	0	0	0	0	0
	賦課	0	0	0	0	0
	給付	0	0	0	0	0
	認定申請	0	0	0	0	0
	計 ④	0	0	0	0	0
	介護保険料	133	203	238	240	307
	高齢者支援	25	55	63	76	68
	介護サービス	33	30	34	82	56
	介護認定	72	62	57	55	63
	計 ④	263	350	392	453	494
合計①+②+③+④		1,627	2,647	3,359	3,823	3,345

## ② 戸籍・住民基本台帳・印鑑登録等に関する届出受付

(単位：件)

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
戸籍	出生	18	14	19	21	27
	死亡	10	11	10	12	9
	婚姻	4	4	5	6	1
	離婚	1	3	4	3	5
	転籍	5	9	12	6	6
	その他の届	3	15	14	13	7
	不受理申出等	0	0	0	0	0
	計 ①	41	56	64	61	55
住民基本台帳	転入	50	51	49	42	41
	転出	73	72	57	56	75
	転居	73	72	50	72	69
	世帯主変更等	50	38	29	35	44
	その他	50	57	67	71	56
	計 ②	296	290	252	276	285
印鑑登録	新規登録	153	171	120	131	150
	廃止・亡失	83	75	65	69	84
	計 ③	236	246	185	200	234
埋火葬許可	死体	10	11	9	12	9
	死胎	0	0	0	0	0
	計 ④	10	11	9	12	9
母子健康手帳交付⑤		17	15	16	10	5
合計①+②+③+④+⑤		600	618	526	559	588

## ③ 戸籍・住民基本台帳・印鑑登録等に関する証明発行

(単位：件)

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
戸籍	戸籍謄本	594	595	526	573	573
	戸籍抄本	131	131	149	115	155
	戸籍(公用)	14,413	16,882	17,895	16,509	17,173
	除籍謄本	298	342	253	283	361
	除籍抄本	3	4	11	3	5
	記載事項証明	10	5	2	2	2
	受理証明	1	1	1	0	1
計 ①		15,450	17,960	18,837	17,485	18,270
住民基本台帳	住民票	1,847	1,884	1,882	1,875	1,847
	住民票(広域交付)	1	0	0	0	1
	住民票(公用)	6,490	6,345	4,889	5,464	3,458
	戸籍の附票	36	37	41	19	69
	戸籍の附票(公用)	6,649	9,830	7,968	7,726	6,646
	記載事項証明	16	19	44	33	26
	住基カード	5	11	5	7	2
計 ②		15,044	18,126	14,829	15,124	12,049
印鑑登録	印鑑証明	1,736	1,721	1,556	1,595	1,550
	印鑑登録証再交付	62	55	45	46	58
	計 ③	1,798	1,776	1,601	1,641	1,608
その他諸証明	身分証明	60	60	42	59	40
	不在	1	1	6	0	3
	年金	19	9	2	0	13
	外国人	0	0	0	0	0
	その他(公用)	0	44	64	39	50
	計 ④	80	114	114	98	106
公的年金等(無料)	公的年金	4	41	35	26	0
	出稼手帳	7	8	1	2	3
	出産育児一時金	1	0	0	1	1
	労基法57,111条関係	1	0	0	1	0
	計 ⑤	13	49	36	30	4
住居表示証明 ⑥		0	0	0	2	2
合計①+②+③+④+⑤+⑥		32,385	38,025	35,417	34,380	32,039

(注) 住民票広域交付、住基カードは平成15年度から、公用は平成17年度から開始

## ③福祉関係受付

(単位：件)

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
交通利用証・現況届等合計		1,769	1,807	724	847	740

## § 13 龜田支所

# 1 概 况

## ア 沿革

明治35年 4月 1日	町村制実施	亀田村
昭和37年 1月 1日	町制を施行	亀田町
昭和46年11月 1日	市制を施行	亀田市
昭和48年12月 1日	函館市と合併	函館市

## イ 庁舎の概要

所 在 地	函館市美原1丁目26番8号	
敷 地 面 積	5, 012. 01 m <sup>2</sup>	
規 模	<p>[本体施設] 鉄筋コンクリート造8階建 共同住宅併設(3階~8階) 庁舎本体建築延床面積 2, 229. 30 m<sup>2</sup></p> <p>1階床面積 1, 148. 73 m<sup>2</sup> 2階床面積 1, 070. 57 m<sup>2</sup></p> <p>[附帯施設] 鉄骨造2階建 公用車車庫・事務室棟 建築延床面積 466. 66 m<sup>2</sup></p> <p>1階床面積 232. 59 m<sup>2</sup> 2階床面積 234. 07 m<sup>2</sup></p>	
取 得 費	458, 917, 000円	
竣工年月日	<p>着 手 昭和53年 5月26日</p> <p>完 成 昭和53年12月 7日</p>	

## 2 窓口業務受付状況

(単位 : 件)

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
管理担当	公金(出納)取扱	4,817	4,003	3,339	3,059	2,398
	税証明発行等	17,062	17,680	16,652	16,702	16,711
	軽自動車各種届出等	2,074	2,115	2,278	2,088	1,802
	計①	23,953	23,798	22,269	21,849	20,911
民生担当	国民健康保険	13,260	13,655	14,722	14,821	13,590
	国民年金	6,403	7,090	7,009	5,974	6,325
	医療助成	9,021	9,401	10,574	10,125	10,105
	計②	28,684	30,146	32,305	30,920	30,020
戸籍住民担当	戸籍	2,254	2,253	2,285	2,114	2,209
	住民基本台帳	12,260	11,823	12,242	12,063	12,382
	印鑑登録	5,853	5,926	5,649	5,840	5,653
	埋火葬許可	133	116	145	156	152
	その他諸届出	765	690	714	679	630
	小計	21,265	20,808	21,035	20,852	21,026
	戸籍	20,699	21,257	21,268	20,849	19,855
	住民基本台帳	53,109	52,446	51,452	52,918	56,904
	印鑑登録	36,441	34,920	33,226	33,797	32,894
	その他諸証明	1,608	1,674	1,590	1,638	1,310
証明書発行関係	公的年金等	115	62	119	95	26
	住居表示証明	87	109	86	68	83
	小計	112,059	110,468	107,741	109,365	111,072
	計③	133,324	131,276	128,776	130,217	132,098
	合計①+②+③	185,961	185,220	183,350	182,986	183,029

## (1) 管理担当

公金（出納）取扱・税証明発行等受付状況

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
歳入金収納		3,257件	2,715件	2,273件	2,299件	1,856件
		36,532,921円	28,604,970円	23,626,625円	22,321,276円	19,337,671円
公金支払		1,560件	1,288件	1,066件	760件	542件
		24,913,425円	16,415,268円	14,304,052円	9,547,478円	7,684,010円
計 ①		4,817件	4,003件	3,339件	3,059件	2,398件
税証明発行等	所得関係	12,262件	12,995件	12,198件	11,985件	12,242件
	不動産関係	1,384件	1,104件	1,144件	1,371件	1,334件
	その他	1,735件	1,709件	1,532件	1,552件	1,345件
	軽自動車納税証明	1,659件	1,847件	1,739件	1,773件	1,742件
	閲覧	22件	25件	39件	21件	48件
	計 ②	17,062件	17,680件	16,652件	16,702件	16,711件
軽自動車各種届出		496件	617件	689件	635件	548件
自動車臨時運行許可証発行		983件	930件	985件	961件	811件
町会交付金補助申請等受付		37件	66件	52件	45件	53件
街路灯補助金申請等受付		27件	47件	33件	36件	32件
市民相談付	特別相談(法律)	160件	119件	102件	117件	110件
	市民相談	108件	97件	218件	103件	120件
し尿処理手数料除外認定申請受付		263件	239件	199件	191件	128件
計 ③		2,074件	2,115件	2,278件	2,088件	1,802件
合計①+②+③		23,953件	23,798件	22,269件	21,849件	20,911件

## 市税に関する証明書発行等内訳

(単位：件)

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
所得 関 係	所得金額のみ	5,036	5,230	4,630	4,159	190
	所得・控除内訳	1,432	608	604	1,189	17
	所得・控除・課税	5,794	7,157	6,964	6,637	12,035
計 ①		12,262	12,995	12,198	11,985	12,242
不 動 産 関 係	通 知	0	6	5	1	0
	評 價	923	828	773	848	879
	公 課	445	259	352	470	443
	登 錄	16	11	13	13	4
	法 閱 覧	0	0	0	35	8
	そ の 他	0	0	1	4	0
計 ②		1,384	1,104	1,144	1,371	1,334
そ の 他	課 税	799	690	671	357	337
	納 税	729	808	625	823	713
	営 業	207	211	236	372	295
	計 ③	1,735	1,709	1,532	1,552	1,345
軽自動車納税証明④		1,659	1,847	1,739	1,773	1,742
閲 覧 ⑤		22	25	39	21	48
合 計 ①+②+③+④+⑤		17,062	17,680	16,652	16,702	16,711

## 軽自動車（原動機付自転車・小型特殊自動車）各種届出

(単位：件)

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
取 得 ・ 名 義 変 更		250	244	314	402	328
廃 車 等		246	373	375	233	220
合 計		496	617	689	635	548

## (2) 民生担当

国民健康保険・国民年金・医療助成に関する各種届出受付

(単位：件)

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
国民健康保険	取 得	3,484	4,343	4,625	4,549	3,819
	喪 失	1,925	1,900	2,069	2,217	2,106
	異 動	1,184	1,530	1,605	1,521	1,070
	そ の 他	2,189	1,141	1,203	1,193	1,178
	給 付	4,478	4,741	5,220	5,341	5,417
	計 ①	13,260	13,655	14,722	14,821	13,590
国民年金	取 得	893	919	984	1,039	2,053
	喪 失	9	11	26	12	24
	変 更	1,527	1,546	1,457	903	208
	裁 定 請 求 等	674	999	1,026	596	696
	そ の 他	3,298	3,615	3,515	3,424	3,344
	老 齢 福 祉	2	0	1	0	0
	計 ②	6,403	7,090	7,009	5,974	6,325
医療助成	老 健 法	2	0	0	0	0
	後 期 高 齢	3,756	4,075	4,910	4,711	4,681
	老 人	0	0	0	0	0
	子 ど も	2,786	2,832	3,009	3,049	2,915
	重 度	784	778	939	872	888
	ひ と り 親	1,693	1,716	1,716	1,493	1,621
	計 ③	9,021	9,401	10,574	10,125	10,105
合計 ①+②+③		28,684	30,146	32,305	30,920	30,020

### (3) 戸籍住民担当

①戸籍・住民基本台帳・印鑑登録等に関する届出受付

(単位:件)

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
戸籍	出生	737	746	745	743	718
	死亡	114	103	127	151	137
	婚姻	255	236	240	245	231
	離婚	226	233	219	195	235
	転籍	383	373	366	367	386
	その他	501	531	550	401	482
	不受理申出等	38	31	38	12	20
	計 ①	2,254	2,253	2,285	2,114	2,209
住民基本台帳	転入	2,423	2,310	2,370	2,385	2,394
	転出	2,874	2,737	2,919	2,768	2,947
	転居	3,619	3,595	3,630	3,601	3,711
	世帯主変更届等	947	877	970	914	909
	その他	2,397	2,304	2,353	2,395	2,421
	計 ②	12,260	11,823	12,242	12,063	12,382
印鑑登録	新規登録	4,245	4,245	4,054	4,214	4,058
	廃止・消失	1,608	1,681	1,595	1,626	1,595
	計 ③	5,853	5,926	5,649	5,840	5,653
埋火葬許可	死体	116	105	128	151	137
	死胎	17	11	17	5	15
	計 ④	133	116	145	156	152
その他諸届出	出稼労働者手帳交付	38	27	24	23	7
	母子健康手帳交付受付	615	569	580	563	543
	児童・生徒転入学届出指定受付	112	94	110	93	80
	計 ⑤	765	690	714	679	630
合計①+②+③+④+⑤		21,265	20,808	21,035	20,852	21,026

## ②戸籍・住民基本台帳・印鑑登録等に関する証明発行

(単位：件)

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
戸籍	戸籍謄本	12,201	12,610	12,567	12,551	11,974
	戸籍抄本	3,781	3,481	3,507	3,286	3,172
	除籍謄本	4,449	4,941	4,968	4,845	4,514
	除籍抄本	99	59	53	30	32
	記載事項証明	66	46	50	37	39
	受理証明	103	120	123	100	124
	計 ①	20,699	21,257	21,268	20,849	19,855
住民基本台帳	住民票	50,981	50,254	49,485	51,002	54,890
	住民票(広域交付)	23	19	40	35	44
	戸籍の附票	1,036	1,134	1,017	1,078	1,127
	記載事項証明	533	495	464	387	454
	住基カード	536	544	446	416	389
	計 ②	53,109	52,446	51,452	52,918	56,904
	印鑑証明	35,348	33,709	32,101	32,620	31,710
印鑑登録	印鑑登録証再交付	1,093	1,211	1,125	1,177	1,184
	計 ③	36,441	34,920	33,226	33,797	32,894
	その他諸証明	1,138	1,157	1,066	1,148	817
公的年金等(無料)	不在	72	92	45	53	48
	年金	337	370	414	409	399
	外国人	38	28	32	7	0
	その他	23	27	33	21	46
	計 ④	1,608	1,674	1,590	1,638	1,310
	公的年金	56	18	83	65	15
合計①+②+③+④+⑤+⑥	出稼手帳	38	33	25	23	7
	出産育児一時金	21	11	11	7	4
	本籍更正	0	0	0	0	0
	計 ⑤	115	62	119	95	26
	住居表示証明 ⑥	87	109	86	68	83
合計①+②+③+④+⑤+⑥		112,059	110,468	107,741	109,365	111,072

(注) 除籍謄(抄)本は、平成19年3月3日より戸籍事務電算処理システムの導入に伴い、  
平成改製原戸籍を含む

市民部の概要  
(平成26年度版)

平成26年9月発行

編集・発行 函館市市民部  
函館市東雲町4番13号  
電話 (0138)21-3131